令和2年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第2号)

令和2年3月5日(木)午前10時開議

開 議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第 1 行政事務一般に対する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 寺 島 弘 樹 君 2番 水 野 貴 雄 君

3番 関 良幸君 4番 竹内淳子君

5番 中村雅代君 6番 福島浩洋君

7番 小林一広君 8番 小西和実君

9番 大 島 孝 司 君 10番 小 渕 晃 君

11番 関 谷 明 生 君 12番 渡 辺 建 次 君

13番 小林正子君 14番 関 悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 市村良三君 副 町長 久保田隆生君

教 育 長 中 島 聰 君 総 務 課 長 竹 内 節 夫 君

財務課長 中條明則君 企画政策課長 須藤彰人君

健康福祉課長 林 かおる 君 健康福祉課長 永 井 芳 夫 君

産業振興課長 西原周二君 産業振興課長 冨岡広記君

建設水道課長 畔 上 敏 春 君 教 育 次 長 三 輪 茂 君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 﨑 博 雄 書 記 袮 津 貴 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(関 悦子君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(関 悦子君) 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(関 悦子君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。 冨岡産業振興課長補佐から、都合により遅れる旨の届出がありましたので、報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長(関 悦子君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告をいた します。朗読は省略をいたします。

ただいま報告いたしました印刷物の順序に従いまして、順次質問を許可いたします。

◇ 関 谷 明 生 君

○議長(関 悦子君) 最初に、11番、関谷明生議員。

[11番 関谷明生君登壇]

〇11番(関谷明生君) おはようございます。

通告に基づき、逐次質問を行います。

台風19号復旧・復興の進捗状況についてお伺いいたします。

昨年10月12日から13日にかけ襲来した台風19号の豪雨により、本町は千曲川、松川の越水や内水氾濫により、住宅、店舗など130棟、農地は約145へクタールが浸水する被害を受けました。農地には最大50センチの土砂が堆積するなど、今まで経験したことのない大災害に遭遇しました。

政府は、10月29日の閣議で、広い範囲で大きな被害を出した台風19号を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で激甚災害の指定を本町も受けました。自治体の復旧事業に対する国庫補助率が1割から2割程度かさ上げの措置が講じられます。また、大規模災害復興法に基づく非常災害にも指定し、自治体管理道路の復旧を国が代行する。また、被災地の早期復旧・復興に向け、財政、人事両面で自治体を支援する特定非常災害特別措置法の特定非常災害に指定され、2016年の熊本地震以来2件目で、水害では初めてのことです。このように特例措置がなされたことは、いかに大災害であったかを如実に表し、語っています。

これに対し、いち早く本町も復旧・復興作業に取り組み、災害対策を講じました。議会も速やかに呼応し、提案された災害関係補正予算の審議に努めました。11月5日には、補正予算第4号、12月2日には補正予算第5号、12月13日には補正予算第7号、令和2年1月15日には補正予算第8号、そして2月20日には補正予算第10号を審議し、議決してきました。

今回の質問は、これら議決した各事業のうち、農業関係の復旧・復興事業の進捗状況、事業遂行に当たって生じた課題等についてお伺いをいたします。

11月5日に議決しました都住第一揚水機場災害復旧工事費1億9,641万6,000円、これは中野市の立ヶ花の千曲川右岸にある揚水機場で、延徳田んぼに水を供給する施設です。これ早期に工事を発注して、今年の田植までに機能を回復させたいとのことでしたが、どのような状況で推移をしているかお伺いをしたいと思います。

12月2日に議決した代作用種苗等購入事業40万円、病害虫防除事業80万円の申込み状況は

どうでしたか、お伺いをいたします。

そして、12月13日に議決した農業用機械等修繕買取り、これは2億7,000万円。これは、 国が5割、県が2割、町が2割、計9割補助で、事業費見込みは3億円との説明を受けました。主な農機具等は、スピードスプレヤーで21台、トラクターで18台、乗用草刈機で23台、 耕運機等が11台、高所作業台が15台、電動運搬機、噴霧器等で23台、刈取機等で56台を見込んでいました。

町では、この農業用機械等に対する支援のための要望調査を1月10日までに提出を求め、また農業用機械等に対する支援申請作成相談会を2月4日から14日開催してきました。そして、その内容に基づきまして交付決定を3月下旬に行い、概算払いを決定後、また実績概算払いはその事業が終了した後に完了、支払うとなっていますが、この申込み件数はどんな状況でしたか。

次に、排土用重機購入補助616万円ですが、これはJAのほうから重機整備に関わる2台分の補助要請がありまして、当面災害復旧専用で使用することを条件に補助をしましたが、その活用状況はどうでしょうか。

また、農家個人がその重機をリースし、排土を委託した経費の2分の1を補助する重機レンタル補助金33万6,000円の申込み状況はどうだったでしょうか。

また、農地、排土等災害復旧工事費 6 億4,396万6,000円、これは67工区、19万8,363平方メートル、これはおおむね36センチ以上の堆積がある場所ということですが、これらの地域を中心に、地元自治会、耕作者の同意を得られる場所について農地の排土を行う。そして、これは補助対象事業費として96%が国庫補助になるという見込みとのことで説明を受けましたが、この申込み状況等はどんな状況でしょうか。

1月15日には、災害復旧活動支援金として150万円の議決をいたしました。これは、笑顔 プロジェクトのボランティア活動に対して、小型重機レンタル料とガソリン代補助等での補 助でございますが、1月7日から活動されているということで、その様子が1月17日にテレ ビ信州「エブリィ」で、特産品を守るため、副住職奮闘としてテレビ放映をされました。そ の活動の内容についても、多くの皆さんが多分感動を受けたのではないかなというふうに感 じました。

2月20日議決しました農地排土等災害復旧工事費として、12億81万2,000円を予算追加議 決いたしました。これらの事業予算づけには、農林水産省の査定前着工制度を活用されたと 思います。査定前着工制度、つまり応急工事は、復旧を急げば次の作付に間に合う農地並び に農業施設の復旧や、集落排水施設のように生活に直結した施設を早急に復旧する場合には、 災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。その活用についての実績を伺いたいと 思います。

そして、台風19号の4か月が経過した後、1月中旬頃だったと思うんですが、信濃毎日新聞に県内の77市町村長のアンケート結果が掲載されていました。台風19号の災害をきっかけに着手したこと、着手予定、前向きに検討している事項、そして台風19号災害からの復旧・復興に向けて直面している課題についてということで、市村町長はその直面している課題について、農業関連インフラの復旧、それから技術職員の不足、そして財源不足を回答されていましたが、その真意についてお伺いをしたいというふうに思います。

〇議長(関 悦子君) 西原産業振興課長。

〔產業振興課長 西原周二君登壇〕

○産業振興課長(西原周二君) おはようございます。

関谷明生議員の台風19号復旧・復興の進捗状況につきまして、質問事項について順次答弁 を申し上げます。

まず、これまで補正予算や契約に対し何度も議会を再開いただき、議決いただきましたことを御礼申し上げます。その中で、排土事業に関して遅れているとの指摘を受けておりますことをこの場をおかりしておわびを申し上げます。

それでは、ご質問に対して順次答弁を申し上げます。

それぞれの事業進捗状況ですが、都住第一揚水機災害復旧工事につきましては、応急工事着工協議、いわゆる事前着工の協議を経て設計業務の委託契約を締結し、ポンプ設備については12月2日に議決をいただき、本契約に至っております。電気設備については、12月13日に契約を締結し、修理や使用不能となった機器は更新します。3月末の工期には間に合わないため、事業を令和2年度に繰越しを認めていただき、4月中の工事完了を見込んでおり、5月上旬に稼働できるよう用意を進めております。

2点目の代作用種苗等購入事業、病害虫防除事業につきましては、事業実施主体であるJAながのから、苗木購入費用の助成は12農家から219本、消毒薬の購入費用の助成は11農家から74本の申込みがありました。今後、JAながのからの請求に基づき補助金を交付してまいります。

3点目の農業用機械等修繕・買取り補助につきましては、希望される農家の皆さんから交付申請書の提出をいただいております。56人で273のケースというか、項目にわたって申請

書を提出いただいております。現在、支援計画書の承認申請を県に提出しております。計画が認められ、交付決定を受けた後、農家の皆さんから実績報告、また概算請求書を提出いただきまして補助金を交付していく手続となります。こちらの事業も3月までの事業執行は困難であることから、事業の繰越をお願いしているものであります。

排土用重機購入補助につきましては、JAながのに対して補助を行うものですけれども、 今回の台風災害により、メーカーにおいても重機の手配に時間がかかるということで、現時 点ではまだご用意ができておりませんが、来週納品されると連絡を受けております。それま で代替機をご用意いただいておりまして、復旧に活用をさせていただいております。重機が 納品されましたら、補助金の交付を行ってまいりたいと思っております。

重機レンタル補助につきましては、自ら行う廃土事業に対して2分の1の補助を行っており、自ら排土を行う農家さんが数多くいらっしゃいます。現在もお問合せをいただいている中でございます。今議会に追加の補正予算もお願いしているという現状でございます。

12月13日に議決いただきました農地排土等災害復旧工事につきましては、役場で先行的に 実施する必要があると判断した6のブロックについて、11の工事箇所に分けて発注事業を進 めております。設計書の作成に時間を要したことで、随意契約による起工の決定を1月24日 に行い、順次事業者さんとの契約を締結していきました。発注業務や事業者さんへの補助事 業の書類作成などに関する説明に時間を要したこともあり、現場に入っていただくことがで きたのが2月の中旬となってしまいました。現地の箇所確定や農家さんとの調整にも時間を 要し、排土が進んでいるのは一部でありますが、今後迅速に排土が進むよう事業者さんや農 家さんとも協力をしてまいりたいと思っております。

4点目の災害復旧活動支援につきましては、農地の排土や流木の除去などを行っていただくため、長野地域でも実績のあるボランティア団体にお願いをしまして、重機の借り上げ料や燃料費代など、実費相当分として活動支援金を申し上げております。農地の復旧に大きなお力添えをいただいているところであります。

5点目の2月20日に議決いただいた農地排土等災害復旧工事は、現在廃土箇所の選定、設計書の作成委託等を進めています。年度末が迫る中、3月中に次の廃土事業を発注していくためにも予算を確保しておく必要があると判断し、令和2年度当初予算ではなく、令和元年度の補正予算をお願いし、議決いただいたものであります。こちらの事業も繰越しをお願いするものでありますが、切れ目のない事業執行に努めてまいります。

事業執行に当たっての課題、査定前着工制度を活用した事業についてですけれども、査定

前着工制度につきましては、先ほどもお話ししたとおり、都住第一揚水機場災害復旧工事と 農地排土等災害復旧工事で申請しております。都住第一揚水機場災害復旧工事は順調に実施 できておりますけれども、農地排土等災害復旧工事につきましては、河川敷内には個人の農 地だけでなく共有地があり、排土場所の選定と設計書の作成に時間を要したため、査定前着 工の事務手続は取ったものの、実際の着工は査定後にということとなってしまっております。

課題につきましては、排土作業が進んでいないということで営農に支障が出てしまう心配がございます。排土作業が進まない要因でもあるのですが、長野市や須坂市においては建設業の団体に一括発注し、団体主導で排土事業の区割りや進捗管理を行っていると伺っております。小布施町においては、そのような団体にお願いをできておらず、事業者さんごとに契約及び進捗管理を行わなければならないため、数多くの事業者さんにお願いすることができておりません。また、図面と現場が必ずしも一致しないため、排土する農地の位置確定に時間がかかること、樹木が密集していること、一部で排土の土が柔らかいことで作業効率が悪いこと、廃土処分を河川敷内ですることができないため、処分場所が限られる中、大量の土砂を河川敷外に排出しなければならないことが大きな課題というふうに考えております。

先ほど質問にございました信濃毎日新聞の報道にありますインフラ整備というところにつきまして、この農地を含めたところが最重要課題だというふうに考えております。農業技術職の不足というのは、現時点で町にそういった技術者がいない中で、長野県や農林水産省の、あと農政局の職員さんにも手助けをいただきまして事業を進めてまいっておるところでございます。財源につきましては、国庫補助があるとはいえ、町のほうでの負担もございます。また、国庫補助が入るまでの間、町のほうで財源を確保しなければいけないという点での心配ということで申し上げさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(関 悦子君) 関谷明生議員。

○11番(関谷明生君) 今、この復旧・復興は、やっぱり日々を争うといいますか、日々この次の再生産に向けて、農家の皆さんも今年の作業はどのように計画をしていいのか、またもう3月に入れば消毒もしなくちゃいけない。でも、排土ができなければ、その圃場等は今年は諦めなければいけないのかなというのと、また農業機械もなければなかなか今農業というのは成り立っていかないということで、その補助についても繰越明許で来年度にいってしまうというようなことで、何かその辺非常に不安をされているのではないかなというふうに感じています。でも、実際は、職員の皆さん、また理事者の皆さんも日々それに向けて努力

をしていることは十分分かるんですが、そういうことに対して農家の皆さんにもこの実情、 実態というものは何かの方法で知らせ、安心をしてもらうといいますか、そういう機会も非 常に大切ではないかなというふうに感じるんですが、その辺の内容については今の進捗状況、 そして今後の農家の営農に向けての対応というものについてはどのような形で不安に思って いらっしゃる農家の皆さんに対して町として考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思い ます。

- 〇議長(関 悦子君) 西原課長。
- **○産業振興課長(西原周二君)** 再質問に答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、農作業にご心配いただいている農家さんの皆さんからのお声を頂戴しております。現実的には、どうしても配当が間に合わない地域が出てしまっておりまして、そういったところをどのように営農をしていっていただくかということも考えていかなければならないというところでありますが、実際はできていないというところでございます。また、農家さんの皆さんへの説明、情報提供についても、個々の問合せについてはさせていただいている部分もあるんですが、全体的な情報提供、情報共有をさせていただいていることができておりません。これについて、3月の早期の段階でそういった場を設けさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(関 悦子君) 関谷明生議員。
- ○11番(関谷明生君) 次に、本町の今後の治水対策の取組についてお伺いをいたします。

1月27日、被災した本町で開かれた県政タウンミーティングで参加者の皆様から、松川の河床が上がっていて、今後の降雨がすごく不安。温暖化が進み、大型台風が毎年のように来るのでは。抜本的な治水対策を早急にお願いしたい。川幅が狭い立ヶ花を何とかしてほしい。水害が起きないよう、土手のかさ上げ、堤防の補強をしてほしいなど、切実な要望、要請がありました。

その後、国では、1月31日に国土交通省北陸地方整備局が、長年の課題でありました中野市立ヶ花と飯山市戸狩地区にある2か所の狭窄部について、国が河床を掘削し、洪水時に水を流れやすくする対策を行う。また、洪水時に一時的に水をためる遊水地も複数箇所に整備するなど、今後5年間で取り組む千曲川に関する緊急治水対策プロジェクト案を示しました。本町にも関わる立ヶ花河道掘削は、いつ、どこからどこまで実施されるのでしょうか。また、越水対策をするための堤防強化が本町も対象になっていますが、どの場所でどのような工事を検討されているのでしょうか。

プロジェクト案によりますと、防災教育や防災知識の普及に関する取組として、タイムラインによる地域防災力の向上を図るとうたわれていますが、本町の取組はどのように考えておいでか、お伺いをいたします。

また、県は、2020年度一般会計当初予算案で、台風19号災害を踏まえ、川にたまった土砂を取り除くしゅんせつ工事に例年は2億円弱の予算を充ててきましたが、来年度は51億1,500万円が計上されました。国の新たな財政支援策、緊急しゅんせつ推進事業費を活用し、対象を広げて進めるとのことです。

また、県では、現行の100年に一度の降水量を基に作成した浸水想定区域図を1,000年に一度の降水量で作り直すために、4億4,500万円の予算計上が措置されました。県政タウンミーティングで県から伝えられた松川のしゅんせつ工事は、いつ頃から、またどこからどこまで実施されるのでしょうか。

また、3月に松川の浸水想定区域図が県から示されると思いますが、それに基づくハザードマップの作成は、その当時の進めは、このハザードマップは町で作成するというような私は感じをしたんですが、この松川のハザードマップについてはどのように進めるのか、お伺いをしたいと思います。

〇議長(関 悦子君) 畔上建設水道課長。

[建設水道課長 畔上敏春君登壇]

○建設水道課長(畔上敏春君) おはようございます。

関谷議員の今後の治水対策の取組についての1点目と3点目につきまして、私のほうから お答えを申し上げます。

議員ご質問の中にありましたように、昨年10月の台風19号災害を受け、国、県、流域市町村により検討が進められてきました信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの最終取りまとめがされ、1月31日に公表がされました。ご存じのように、減災対策として、1つとして河川における対策としまして、被害の軽減に向けた治水対策の推進、2つ目としまして、流域における対策としまして、地域が連携した浸水被害軽減対策の推進、3つ目としまして、まちづくりソフト施策としまして、減災に向けたさらなる取組の推進、この3つの柱として取り組むもので、おおむね5年間で再度災害防止・軽減、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指すとしています。河川における対策としまして、おおむね5年で大規模な浸水被害が発生した区間等において、越水等による家屋部の浸水防止、おおむね10年で越水等による家屋部の浸水防止を達成目標に据えております。

当町域における具体的な対策についてのご質問です。立ヶ花狭窄部の河道掘削につきましては、平成26年策定の信濃川水系河川整備計画を前倒しして実施するもので、区間につきましては篠井川合流点付近から下流へ約2キロの区間までで、具体的な実施年はまだ分かりませんが、5年以内に実施されるものと思っております。

また、堤防強化、越水対策でございますが、その箇所として町域全域が位置づけられていますが、具体的な時期や工法が示されておりません。今後、千曲川河川事務所と情報共有をするとともに、早期着手がされるよう働きかけをしてまいります。

3点目の松川のしゅんせつ工事につきましては、河川管理者である長野県須坂建設事務所により、防災・安全交付金、総合流域防災緊急対策事業により実施がされています。既に3工区に分けて分割発注され、松川下流の曲流部から上流に堆積した流木及び雑木林の除去が完了し、下松川橋下流250メートルほど下までの1,100メートル区間について、下流よりしゅんせつ工事を進めているところです。当面は、この区間の低水路、河川の中央部ですが、そこを中心に河道を確保する工事が進められ、工期については本年9月中旬となっています。さらに、令和2年度の予算により、順次河道全体に堆積した土砂の撤去を進めるとお聞きをしております。引き続き、県、町と情報共有をしながら安全対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

〇議長(関 悦子君) 竹内総務課長。

〔総務課長 竹内節夫君登壇〕

○総務課長(竹内節夫君) では、私のほうから2点目のタイムラインによる地域の防災力の向上について、町の取組ということと、4点目のご質問に対してお答えさせていただきます。まず、タイムラインでございますが、町ではこのタイムラインを活用した地域の防災力の向上に向けた取組としまして、平成28年度に国における避難勧告などに関するガイドライン、この改定を受けまして、千曲川の出水を想定したタイムラインを策定しております。大雨や洪水に関する情報が発令され、千曲川の水位が上昇するに従い、避難など必要な情報を住民の皆さんに早目にお知らせすることでご自身の身の安全を図っていただくとともに、水防に関する必要な配備などを整えることを目的に設定しております。

国のガイドラインでは、洪水被害発生のおそれを判断するための情報としては、河川の水 位情報が最も基礎的な情報とされることから、町では直近にあります立ヶ花水位観測所の水 位情報を基準としましてタイムラインを設定してございます。大雨発生から立ヶ花の水位が 一定の基準に到達する前には、町は立ヶ花よりも上流部にございますので、町に関係する水位はその高さに到達しているということが想定されます。このため、河川事務所さんが示す 大雨発生後から立ヶ花における各基準水位到達時間よりも1時間ほど早目の設定として定め てございます。

今回の19号災害におきましては、千曲川が越水するまでに、それぞれ昔で言いますところの避難準備、それから避難指示等を発令していまして、結果827名の皆さんの避難につながったと捉えております。結果としては、その人命を守るという使命は果たしたと捉えております。

国が今回示しますプロジェクトにおけるソフト対策によりますタイムライン、これは行政が定めましたこのタイムラインをさらに掘り下げまして、住民の皆さんお一人お一人がご自身の身は自分で守ると。こういったご自身の避難の判断基準となるマイタイムラインと、こういったものを広めましょうというのがこのプロジェクトの掲げられたものと捉えております。町でも平成29年9月議会でこのマイタイムラインの研究導入に対するご質問を受けておりまして、当時自治会長会議や地域支え合いマップなどの更新時、あるいは町政懇談会などの機会を捉えて制度の周知と導入に向けた取組を行うとしてまいりました。しかし、実際具体的な活動には現在つなげておりません。今回の災害を教訓に、これは実際に住民の皆さんお一人お一人にこのマイタイムラインの作成といったものを図っていただけるよう周知活動は、これは早急にやらなければならないと考えております。

このため、このマイタイムラインの普及につきましては大きな課題と捉えておりまして、 新年度以降におきまして、各自治会に組織いただきます自主防災会、あるいはこの自主防災 会連絡協議会を通じた周知、あるいは町が行っております防災訓練、それから町政懇談会と、 住民の皆さんと接する機会を利用しまして周知の徹底と、それから実際にこのマイタイムラ インの策定といったものに向けての取組は強化してまいりたいと考えているところでござい ます。

それから、2点目のハザードマップの作成をどのように進めるかということでありますが、まずこのハザードマップでありますけれども、こちらの水防法によりまして、河川を管理する国、あるいは県が度重なる水害がある中で河川が洪水するおそれがある、被害が出てしまうおそれがあると。こういう河川については、河川管理者である国、あるいは県が洪水浸水想定区域といったものを想定しまして、今回その想定をはるかに超える豪雨があった場合に流域にこういう被害が起きると。例えば、浸水はここまで及ぶだろう。あるいは、水による

外圧によりまして家屋の倒壊の危険性があるとか、こういった想定され得る被害を河川管理 者がデータとして示しなさいというものが水防法で定められております。

この示されたデータを基に、その流域市町村がこれを住民の皆さんの避難の際の判断基準となるように、可視的に分かりやすく地図に落とし込む。重層的にいろいろな想定される被害を地図に落とし込むといったものがハザードマップとして示されておりまして、町では千曲川のハザードマップ、これを平成21年に示されたデータですか、これに基づいて策定しまして作成したところです。

今回、松川を管理する県におきまして、その1,000年に一度のと言われます規模の洪水による浸水想定区域図、これに関する被害が想定されるデータを今月中に示すとされまして、町ではこの示されたデータを基に分かりやすいマップといいますか、地図といいますか、そういったものを策定する作業に取りかかっていくということになります。このマップ策定に当たりましては、市町村は洪水予報等の伝達方法、あるいは避難場所や避難に必要な情報、これは避難の確保、あるいは浸水防止に必要な情報をあらかじめ周知が義務づけられております。こうした中で、松川単体ということでなくて、小布施町、千曲川も当然想定されるものでありますので、松川、あるいは千曲川の氾濫も重なる災害なのかと。それから、ではその住民の皆さんへの避難の呼びかけをどの時点でどのようにするのかと。また、両河川が氾濫したら、浸水想定外区域の安全性、これはどこまで担保できるかと。発災に備えた検討といったものも行わなければなりません。このため、千曲川の氾濫、既に示されておりますそのデータ、これも踏まえまして、今後示される松川の想定される被害といったものも含めた防災対策の構築とマップ作りといったものをやっていきたいというふうに考えております。

実際に、松川と千曲川の同時氾濫、これを想定しますと、町内における浸水想定外区域の範囲、これは非常に狭くなるのではないかと推測しております。このため、先ほど畔上課長から申し上げましたとおり、実際に松川の河床掘削など、氾濫防止への備えに向けた事業に関しては、これはぜひ積極的に進めていただけるよう河川管理者の皆さんに要望はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(関 悦子君) 関谷明生議員。
- ○11番(関谷明生君) 今、千曲川に関してはハザードマップがあり、また松川について今のところハザードマップという形ではないんですが、ハザードマップを作るのが目的ではなくて、これによって住民の皆さんがどのようにハザードマップを日常の生活の中で位置づけ

ていくのかというのが一番大きい課題かなと思うんですね。そういう意味で、千曲川と松川のハザードマップは当然連携をしていかなくちゃいけないし、それに基づいて先ほど住民一人一人が自分が自らそういう被害に遭ったときに、個人個人が避難行動を自ら対応できるというマイタイムラインですか、これがハザードマップ等に基づいてまた自らのマイタイムラインができてくるのではないかなというふうに感じました。

そういう意味で、このマイタイムラインも、実際どんな形で自分がやればいいのかというのもある程度住民の皆さんにも指針といいますか、目安といいますか、そういうものもやっぱり行政として、自ら住民の皆さんもこれだけの大きい災害を実際経験しましたので、非常にマイタイムラインの大切さというのは痛感していると思うんですね。だから、そういうことをもぜひ今年度中にやはりきちんとした対策、また対応等をハザードマップ等と絡めて、ぜひマイタイムラインの作成等についての方針、それから具体的な説明会等について、先ほど町政懇談会とか、それから自主防災会とか、そういう機会もあるんですが、ある面ではまた書類的なものにも著していただいて、この災害を大きな教訓として対応していく、そんなことが大切ではないかなと思うんですが、今後町としてハザードマップとマイタイムラインとの結びつけというものをどのように連携していくか、その辺の考え方について再度お伺いしたいと思います。

〇議長(関 悦子君) 町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

〇町長(市村良三君) 再質問にお答えを申し上げます。

町としての考えということでありますが、やはり今回のことで、住民の皆さんの私たちの呼びかけに応じていただいて、自主的な避難とか、すばやい行動に移していただいたことに感謝を申し上げるわけですが、マイタイムラインに関して申し上げますれば、4月から発足させようと思っています防災環境推進室というようなものの中で、全町民の皆さんが望ましいんでありましょうけれども、昨年でしたか、若者会議の中から提案された自分史を作るというような講座がありましたけれども、非常に好評されましたね。ああいうような手法で、ハザードマップと見合せながら一定の様式みたいなものを申し上げて、ご自分で書き込んでいただいて、こういうときはこういうふうに避難しようというようなものをご自身で、あるいはご家族でお話合いをしていただくというようなことが非常に重要ではないかというようなことを考えておりますし、それを3月中には無理でありますけれども、4月以降できるだけ早い時間にそういうものを推進室でも考えていきたいと、こんなふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長(関 悦子君) 以上で関谷明生議員の質問を終結いたします。

◇福島浩洋君

○議長(関 悦子君) 続いて、6番、福島浩洋議員。

[6番 福島浩洋君登壇]

○6番(福島浩洋君) ご苦労さまです。

通告に従いまして、1件2項目の質問をいたします。

飲料水低区配水池(雁田)の今後のスケジュールにつきまして、昨年10月12日、13日の台 風19号の甚大な被害対策に、被災者の皆さんや町長以下、町行政職員、また関係団体の方々 の労苦はこれからも続くことを認識しまして、一刻も早く原状回復することを心から願って おり、関係皆様の災害復旧と併せて、各事業にご尽力いただいていることを感謝申し上げま す。

そのような中で、以前から我が町のインフラ整備の重点目標として計上されている飲料水整備の第1目標の低区配水池(雁田)の更新計画は、昨年の一般質問答弁では令和12年12月に竣工とのことでしたが、昨年12月の議会全員協議会の中で副町長より、計画については見直しの再検討をしたいとの説明がありました。これは、工期も含めて全て低区の実施計画を延長するとの解釈になると思いますが、その後具体的な方策がいまだ示されておらないことから質問いたします。

これにつきましては、昨日3月2日の初日に市村町長が方針の中で、令和4年度末の施設 完成に向け取り組んでいくとの発表がありましたが、経年数が開設当初から数えると90年、 また改修されてからは約70年を経過しようとしています。耐用年数60年からはとうに経過し ております。町民の皆様も大変危惧されていることから、現在の進捗状況と今後のスケジュ ールについてお聞かせください。

2番目としまして、給水管も老朽化によりさびや水垢、場合によっては細菌の混入等が懸 念されますが、配水池整備だけではなくて、今後老朽化した給水管の整備はどのように進め ていくのか、お伺いいたします。

〇議長(関 悦子君) 市村町長。

[町長 市村良三君登壇]

〇町長(市村良三君) 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、ありがとうございます。

ただいまの福島議員の低区配水池の今後のスケジュールについての質問にお答え申し上げます。

配水池の更新事業は、議員ご指摘のとおり、町にとっても大変重要な基本事業だという認識に変わりはございません。これまでの経緯を少しお話を申し上げますと、平成27年に低区、中区、高区の3配水池を1か所に集約し、開かれた水道施設をテーマに、計画が可能なランドマーク的施設として位置づけ、雁田配水池更新事業プロポーザルを実施しました。しかしながら、2社の応募があったわけでありますが、やはり計画が大き過ぎて、私どもが積み立ててきた基金とはかなり乖離があったわけであります。ですから、27年のある意味での公園化というふうな事業は諦めざるを得ませんでした。

そして、これらの経緯、計画と今後の進め方などをご意見いただくために、小布施町雁田 配水池更新事業に係る事業選定審査委員会を開催をさせていただいてまいりました。委員か らは、主として景観面、また機能面での貴重なご意見をたくさんいただいたわけであります。 これらのご意見を踏まえ、検討を進めて、まずは老朽化が著しく、そして配水戸数が町全体 の9割を占める低区配水池のみで行うことにいたし、低区配水池の更新事業を令和2年12月 を工期として、昨年7月にプロポーザル方式により事業者の募集をし、10月28日に最終的に 提案のあった1社について、学識経験者4名を含む8名で構成する事業者選定審査委員会を 開催いたしました。結果ですが、1社しか来ておらないと。これには、やっぱり工期という 問題が非常に難しかったのではないかというような反省点も踏まえて、委員の皆さん、審査 委員会の先生方には本当に現場をよく調査をしていただいて、様々なご意見をお出しをいた だきながら、昨年の11月5日の全員協議会で報告させていただきましたように幾つかの難点 があるということで、今回は不調ということにさせていただいたわけであります。これは、 理由とすれば、やっぱり工期が短いがためだと思われますけれども、1社しかない中で、施 設更新後の維持管理に係るランニングコストが上がってしまうとか、競争の原理が働いてい ないねということ、あるいは既設施設との整合などの面からも問題があるという判断をして、 もう少しじっくり時間をかけてやったほうがいいねということで今に至っているわけであり ます。

その後の発言がないというようなことで、あるいはご案内がないということでございまし

たけれども、施設はご指摘のとおり耐用年数を大きく上回っていることから、早急な更新が必要であります。委員の皆さんでその際、不調になったときでありますけれども、十分な協議をされた中で、繰り返しになりますけれども、新しい募集要項などを再検討をいたしました。そして、1社のみ応募の場合にはもう審査を行わない。設計・施工期間を延ばし、竣工時期を令和5年3月末、つまり令和4年度末という2年半工期を見るなどということを新たな募集要項としてお決めをいただき、最終案として作成いたしました。

今後のスケジュールということでありますけれども、本年2月10日に改めて小布施町低区配水池更新事業に伴うプロポーザル参加者の募集を開始をしております。2月25日にはプロポーザル説明会を開催し、5社にご参加をいただいたところであります。本プロポーザルへの参加表明を3月13日から26日までの間に提出をいただいて参加資格の審査を行い、その結果を年度が改まった4月2日に通知をし、審査を通った企業により5月28日までに企画提案書を提出していただきます。6月中旬には事業者選定審査委員会を開催し、事業者を選定、契約をし、町議会に請負契約の締結についてお諮りをしていく予定にしております。6月下旬から7月には工事が始まるであろうという今のところの見通しでありますし、今回は何社かにご参加いただけるものというふうに思っております。

また、予算でございますけれども、契約金額の上限を5億5,000万円としており、令和2年度に4割分を、残りを令和4年度に支出をしてまいります。全て積立てにより作り上げた基金からの支出ということになります。ご理解いただきたいと思います。

次に、給水管老朽化という問題であります。このことについて答弁を申し上げます。

これも議員ご指摘のように、幾ら配水池が新しくなっても、そこから各家庭へ送水する管が不十分な、安定供給ができないということでは大変困るわけで、併せて今の計画をさらに充実した形でやっていくということはもう十分に承知をしているところでございます。議員のご指摘のとおりだと思います。

一般的な水道管の耐用年数については、法定耐用年数40年となっております。現在、小布施町の40年を超えている管渠は7.6キロほどあります。全体では84キロほどでありますけれども、全体の9%程度あるわけであります。耐用年数を経過した給水管の更新、毎年実施してきているところです。今後も引き続き、法定耐用年数を経過している排水管は年度ごとに安定した経営が図られるよう適正な更新計画を立てながら、布設年度の古いものや重要管路の経過年数も考え合わせて順次布設替えを行い、安全・安心な水道水の供給ができることを取り組んでまいります。

ご質問の中に、細菌などの混入が懸念されるのではないかというご質問もありましたけれども、もちろん水道水は、当たり前のことですが、直接体に及ぼす影響が非常に大きいものであります。現在私どもでは議員のご指摘のようなことがないように、水源及び給水栓については水質検査を常に実施し、安定供給に努めております。また、各ご家庭から水が濁っているとか、ちょっと匂いがするなどとご相談があった場合には、担当職員がすぐにそのお宅に伺い、水道水を採取し、検査機関、一般社団法人長野市薬剤師会ですけれども、検査をお願いするなどの対応をすばやくしておるところでございます。

繰り返しになりますけれども、町民の皆さんに安心・安全な水道水の供給、これを配水池、 また排水管十分に充実していくことで引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

- 〇議長(関 悦子君) 福島浩洋議員。
- ○6番(福島浩洋君) 町長が今の説明の中で、以前に発表された発注方式というのが設計・ 施工一括方式という公募型ということになっておるんですけれども、この方式については今 も変わりはないのかお伺いいたします。

それから、2番目として、新しい低区給水設備の工法はどのような方式を考えておられるのか、一言お願いいたします。

- 〇議長(関 悦子君) 町長。
- ○町長(市村良三君) これまでと同じであります。ただ、前回の中で例えば問題になったことは、若干上がるわけですね。これはこれで安心なことなんですけれども、上がったときに、その給水塔そのものも上げてしまうので、そこからポンプアップしなければいけないというようなコスト面、そういうことと、それから水位が上がってしまうということになりますので、これまで以上に配水管に負荷がかかってしまうから、やはり水位は同じで、高台にあっても同じにするように少し地下にうずめるとか、そういう改良点を公募要項の中にも盛り込みまして、方式とすれば同じということでありますけれども、若干の改良がこっちからの要望としても改良があるということでご認識をお願いします。

[「質問を終わります」の声あり]

○議長(関 悦子君) 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 小 渕 晃 君

○議長(関 悦子君) 続いて、10番、小渕 晃議員。

[10番 小渕 晃君登壇]

○10番(小渕 晃君) 通告に沿って、「県営松川住宅の跡地の有効活用を」という演題で 質問をさせていただきます。

県営松川住宅の居住者の転居につきましては、今から5年前の平成28年10月12日に、長野 県から県営松川住宅にお住まいの皆さんへの移転依頼の説明会から始まりました。その説明 会では、入居者の減少により年々空き家が増えてきた。併せて施設の老朽化が進み、居住環 境の維持が難しい小規模な団地は廃止をするという方針に基づいての移転依頼でありました。

県営松川住宅は、昭和44年、45年にかけて建築されましたので、築50年になり、老朽化も進んでおります。また、43戸の小規模な団地で、特に平成28年当時は入居者が24世帯、50人で、廃止は残念ながらやむを得ない状況となっておりました。県営松川住宅からの移転は5年以内ということですので、本年がその期限となっております。

昨年の平成31年3月、この議場で一般質問として、「県営松川住宅の転居状況と跡地の有効活用を」という演題で質問をいたしました。その際の答弁は、入居者が移転された後、長野県は再活用の検討を行いますということ。また、小布施町がもしその跡地を活用する場合は、県より土地の購入をすることとなり、資金的な面も含めて検討しなければならない。また、町としての活用についての構想は現在はなく、平成32年度末までに検討してまいりますということでした。平成32年とは、改元により令和2年、今年であります。

現在、転居も進み、空き住宅が多くなってまいりました。今後の県営松川住宅の跡地の有効活用について、県の考え方を確認いただき、町としての対応を考えていく時期が近づいてまいりました。

そこで、お伺いいたします。現在、居住されておられるのは何戸ですか。その方の転居の 予定の時期はいつ頃になるか、把握をされておられますか。

2といたしまして、今後空き住宅及びその周辺は、野ネズミはもとより、ハクビシン、タヌキ等々の有害鳥獣のすみかになる可能性があります。環境整備は所有者の県ですが、適切な管理がされるのか、心配であります。

3といたしまして、県営松川住宅の跡地は、所有者である長野県が有効に再開発をされ、 地元の小布施町にとって有益な場所となることを願いますが、どのような情報に接しておられますか。 4項目めとしまして、もし長野県より小布施町に住宅地の跡地を無償譲渡、あるいは有償 譲渡の要望があったときは、有効活用のため、町民を含めた検討委員会等を設置することを 現時点でお考えであられますか。

5項目めとしまして、まだ先なことなので、あるいは仮定の段階なのでということではなく、今からあらゆる想定に対処していけるような準備を始められることを望みます。

〇議長(関 悦子君) 中條財務課長。

以上です。

〔財務課長 中條明則君登壇〕

○財務課長(中條明則君) それでは、小渕 晃議員のご質問、私のほうからご答弁を申し上 げます。

まず、最初の質問でございますが、現在居住されておられる方は何軒か、またその方の転居予定等の関係でございます。県営松川住宅の関係につきましては、長野県より管理を委託されております長野県住宅供給公社に確認をしました内容でお答えをさせていただきます。

まず、1点目の現在の入居状況と転居予定についてですが、現在入居されておられる世帯は2世帯で、それぞれ転居について協議をしているということでございます。

それから、2番目の質問ですが、空き住宅の周辺の環境整備はどのようにされるのかということでございます。

2点目の空き住宅の周辺の環境整備、特には除草になろうかと思いますが、長野県住宅供 給公社では定期的に施設の巡回を行い、空き家となった住宅の周辺の除草など、必要な環境 整備を実施しております。

続きまして、3番目から5番目の質問については、まとめてお答えをさせていただきます。 平成31年3月会議でご答弁申し上げたとおり、今後入居者が全て移転した後、県が既存の 建物の除却を行うとともに再活用の検討を行うこととなります。再活用については、まずは 財産の規模や位置などの実情に応じて関係機関の要望調査や情報提供等を行い、有効活用を 検討することとしています。再活用の検討は、県が自ら検討する再活用を優先し、次に市町 村など他の地方公共団体による再活用、続いて社会福祉法人など公共的団体による再活用の 順となります。先ほどから申し上げているとおり、まだ入居者がおられる状況であり、県と しての具体的な活用については決まっていないとお聞きをしているところです。平成31年3 月会議で答弁申し上げた内容から進展がないのが現状です。

なお、県営松川団地の土地、建物は、事業主体の変更をしなかったことで、無償で譲渡し

てもらうことができません。県の再活用のない場合は、有償での譲渡になると思われます。 この際、町で活用する場合にはまず土地を購入することとなりますので、資金的な面も含め て検討しなければなりません。現在のところ、町としての具体的な活用についての構想はあ りません。今後の県の動向に注視しつつ、ある程度具体的な県の考え方が示されてから検討 してまいりたいと考えております。

なお、その際には、議員ご提案の町民を含めた検討委員会を設置することは大変有意義なことだと考えております。今から選択肢を想定して検討を始めることも重要なことと捉えておりますが、まずは県の今後のスケジュールが示されてから資金的な面も含めて検討をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(関 悦子君) 小渕 晃議員。
- **〇10番(小渕 晃君)** ただいまの答弁で状況については理解できました。また、私自身想 定していたとおり、まだ県のはっきりしない段階で町では考える余地がないという、これも また理解ができます。

今の答弁の中にもあったように、県が活用しないと決まったら、まず町のほうへ第1候補として話が来るという。その次に地方公共団体、その次に社会福祉団体というふうなお話でありまして、県が使わないとなったらまず町に来るという中で、町としてどのようにするかということになると、有料で買い上げる。それには、じゃ何をするから幾ら出して買ったらいいのかという判断にも関わってきます。面積が5,300平米、約1,600坪ですので、かなり大きな面積でありますので、それを買い上げるというのはかなりの経費も想定されますが、それだけの経費を払っても町として取得し、活用の道があるならば、これまたそういう選択肢もあるわけであります。

そういうことで、まだ何も決まっていないからそれまで待とうということではなく、やはり想定をしながら、もし町として町に有償で譲渡するという話になるというようなことを考えながら、やはり今からどのような形をしたらいいかという準備を進めていただきたいと、こんなふうに思いますが、その辺についてご回答お願いします。

- 〇議長(関 悦子君) 中條課長。
- **○財務課長(中條明則君)** それでは、小渕議員の再質問にお答えをいたします。

確かに議員おっしゃるように、何も考えていないということになりますと、なかなかいざ というときに、県からお話があったときに右往左往してしまうということもあろうかと思い ます。町ではそういう今議員おっしゃったように、その土地を購入ということになりますと、 やはり多額の経費もかかるということも予想されます。また、全体的な限られた財源の中で、 やはり優先順位をつけて考えていかなければいけないということも重要なことだと思ってお ります。令和2年度につきましては、県のほうと密接に情報を共有しながら私どもそういう 準備のほうを考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

○議長(関 悦子君) 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長(関 悦子君) 続いて、13番、小林正子議員。

[13番 小林正子君登壇]

○13番(小林正子君) おはようございます。

安倍首相が進めようとしている全世代型社会保障改革により、小布施町の住民の福祉と生活はどうなると認識されているか質問いたします。

地方自治体の大事な役割は、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することであります。さきの台風19号への対処では、災害の被害を最小限に食い止めるために、町役場を中心に行政はしっかりその役割を果たしました。

今回、私はそうした緊急時と同様に、政府の政策による住民の生活や健康、福祉への悪影響から住民を守る防波堤になってほしいという願いを込めて質問します。以下、政府が進めようとしている社会保障の改革の一部について質問してまいります。ぜひ、この政府の進める改革によって住民の福祉はどうなるのか、住民が困ることはないのかという視点で考えていただきたいのであります。

安倍首相は、2019年9月、首相自らが議長となって全世代型社会保障検討会議を立ち上げ、 社会保障全般にわたる改革に向けた議論を急ピッチで進めています。その内容は、年金、医療、介護と住民の生活に直結する分野について、年金では大幅な給付の削減、医療では病床 淘汰の推進と病院統廃合、患者負担増、介護では負担増と給付の削減により社会保障予算を 削減するものです。改革というと、ついつい現状よりもよくなると思ってしまいますが、全 世帯に制度改悪と負担増、給付削減の痛みを押しつけようとするものです。 まず、年金についてであります。年金制度は、物価が上がったときには僅かに支給額を増加に反映させる。逆に、物価が下がったときには大きく支給額を減額するという仕組みのマクロ経済へスライドという仕組みによって年金が削減されていますが、さらに基礎年金は3割カットされます。例えば、現在の基礎年金が満額で1か月6万5,000円の方ならば、1か月4万円台までの水準まで下がってしまう、こういう給付削減が検討されています。

医療では、まず75歳以上の医療費負担を原則2割負担にしようとしています。倍の負担となります。もちろん、薬も同様に倍の負担とされます。

介護はどうでしょうか。利用料は1割負担が原則でしたが、前回の改革で高所得者の利用料が例外として2割負担とされましたが、その2割負担は今後は普通の全利用者の原則とされようとしています。さらに、ケアプランの作成料が利用者の有料負担とされます。これも、介護をどうしようかと悩む介護者にとっては、相談や悩みにまでお金を取ろうとする介護弱者やいじめとさえ言える冷たい政策であります。

介護施設へ入所されている方で給食費や居住費が削減されている方の範囲を小さく絞り込もうとしています。前回の改悪で、介護認定要介護1、要介護2の方の施設入所や利用ができなくなり、その受皿を地域で支えるということで、小布施町もいきいきサロンの改変など、その受皿づくりのために町や社協がいろいろ苦労されたことは記憶に新しいところです。そのとき、要支援1の方、要支援2の方のホームへルプサービス、生活支援が細分化されて削減されました。それが、今度は施設入所やサービスを受けられなくなった要介護1、2の方への生活支援の介護給付も外し、地域での支援事業に移行させようとしています。

このような介護給付のなし崩し削減を町行政はどのように受け止めておられるか。選挙になると、介護離職者ゼロにすると大声で訴える安倍首相ですが、実際の改革の中身は介護の負担をより重くして、親や配偶者の介護のために離職をせざるを得ない。また、老老介護など、世帯にとって介護がより深刻な問題になる改革の中身になっています。

さらに、これらのほか、国保税への負担、地域医療への病床削減と病院統廃合、これについては廃止すべきとする病院名が既に公表されており、その地域では大きな問題となっております。小布施周辺では病院名はないのですが、それをよそごとと思っていると、次には広範囲に行われるのが安倍政治式の改革のやり方です。

保育園についても、保育所に支出される公費の基準とする公定価格を引き下げて、国の予 算からの削減を実施しようとしています。

以上述べましたことは、安倍政治が進めようとしている全世代型社会保障の改革の分かり

やすい部分の紹介にすぎません。改革に名をかりた社会保障の切捨てと、全世帯の負担増を 押しつけるものであると考えますが、これら全世代型社会保障改革の内容を町はどのように 考えますか。小布施町の住民の立場に立って、その影響などをお答えいただきたいと思いま す。

〇議長(関 悦子君) 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林かおる君登壇〕

〇健康福祉課長(林かおる君) それでは、小林議員の全世代型社会保障改革により小布施町 住民の福祉と生活はどうなると認識しているかというご質問にお答えしたいと思います。

議員が話されているとおり、政府は昨年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、人生100年時代の到来を見据えて社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討してきており、12月19日にその検討結果の中間報告が公表されました。これからさらに最終報告に向けて検討を深めるというものでありますが、具体的な内容については小林議員と多少重複しますけれども、申し上げますと、まず年金については、受給開始年齢の選択肢を75歳に引き上げる。厚生年金の適用範囲を50人超企業規模まで拡大する。労働については、70歳までの就業機会の確保のための法制の整備、それから兼業、副業の拡大、フリーランスなど、雇用によらない働き方を選択できる環境整備。また、医療については、75歳以上の後期高齢者医療について、一定所得以上の方の窓口負担を2割とする。大病院への患者集中を防ぎ、かかりつけ医の機能の強化をする。予防介護については、疾病予防や介護予防のための保険者の努力支援やインセンティブ交付金を強化しまして、民間サービスの活用の導入や高齢者の活用促進のためのポイント付与、介護保険制度の持続性を確保するための介護提供体制の構築などとなっております。

今回の中間報告の中で特に強調されていると思われるのは、現に直面している超高齢・少子社会をどう克服すればよいかという大きな課題に対して、これまでの高齢者や現役世代についての画一的な捉え方を見直し、若者も高齢者も女性も男性も障害がある人でも皆一人一人が個性と多様性を尊重され、それぞれの能力を発揮することができる社会をつくるということであるということです。

町では昨年度、今年度と町政懇談会で重ねて住民の皆さんに呼びかけています。地域の支え合いの仕組みづくりにおいても、小布施町のみならず、国全体の高齢社会の現状をお伝えし、このまま何もしないでいては急速に伸び続ける高齢化に対し、国や県や町ができる支援は財政的にも限界に達しつつあるという認識に立ち、ぜひ自分事として、高齢者は一律に支

えられる側ではなく、少しでも多くの人を支える側としても地域の中で活動していただきた いとお願いしているところであります。

町として、国の中間報告に関しては、具体的に決定されている内容ではないことですので、今この段階で特に何か申し上げるということはありませんが、中間報告でいう現役世代の交付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障を見直し、切れ目なく全ての世帯を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う全世代型社会保障への改革を進めるという方針については必要な改革であると思われ、この少子・高齢化という大きな壁を乗り越えるに当たり、行政はもちろん、現役世代、高齢者においてもある程度の負担はやむを得ないと考えております。ただし、本当に困っている人に対しての支援については、その実態を十分把握し、少しでもその不安を取り除くような施策も併せて整備していく必要があると考えております。

以上です。

〇議長(関 悦子君) 小林正子議員。

○13番(小林正子君) ただいま大変優秀な答弁をいただきましたけれども、実際にはどうなのかということなんですけれども、本当にこの改革が進んだ場合には、小布施町の住民、一番受けるのは高齢者だと思うんです。高齢者が本当に人間らしく生活できるのかどうかという点では、私は大変危険があると思います。そういう点で、地域社会の仕組みづくりをしていくとか、全ての世代が公平に支え合うとか、そのように今答弁されましたけれども、その内容はどのように考えているのか。ヘルパーさんが正規のヘルパーさんじゃなくて、地域のボランティアの方たちが支える。次の質問のところでもヘルパーさんの大事な仕事ということで私は質問してまいりますけれども、そういう点で、ヘルパーさんにしてもきちんといろいろな面で大事な使命を持っている、仕事をしている方たちなんですね。そういう人たちがある一定の時間削減されながらも、それでも頑張っている今のヘルパーさんたちに、社会の全ての世代がこれからはボランティアでやっていきますから、あなたたちは必要ありませんよというようなことにならないようにしていただきたい。

それと、介護保険でヘルパーさんの時間がだんだん短縮されていく。それは、ケアマネジャーが社会生活援助に入ったときの時間を制限するとか、そういう点で大変今でさえも削減されているんですね。そういう点で、これからのこの改革によっては、その削減がもっとひどくなるんじゃないかなという心配があります。

そういう点で、再度ヘルパーさんがヘルパーとしての仕事をしっかりとやっていけるよう

に、また高齢者の方たちが安心して生活できる社会、これから増えていく負担増についても しっかりと抑える方向で頑張ってほしいと思うんですけれども、再度答弁をお願いします。

- 〇議長(関 悦子君) 林課長。
- ○健康福祉課長(林かおる君) 再質問にお答えいたします。

今の議員のおっしゃるように、ヘルパーさんに関していいますと、要はこれからますます 介護を受ける人、当然高齢化社会が進んでいく中で介護を受ける人はどうしても増えていく わけですけれども、その中で今介護職というのは本当に足りていない状態です。ヘルパーさ んもそうですし、要するに介護職の方たちの、その労働を行っていただける方たちが既にも う足りなくなっていくという今予想が立っております。このために、できれば専門職、要す るにヘルパーのような技術を持っていらっしゃる方たちは、本当にそういうのが必要な方に ちゃんとサービスがいくようにしなければいけない。お話相手とか、それこそ本当に私たちが日常生活の中で支えられるような内容のものは、そういうヘルパーさんたち専門職に頼む のではなく隣近所の方たちが支えるという、そういった仕組みが必要になってくるというこ とが今言われているところです。そのために、今小布施町で隣近所で支えられるそういった 仕組み、そういったものを進めていくことが必要になり、本当に専門職のヘルパーさんのよ うな技術を持っている方たちには身体介助とか、本当にそういう技術が必要な方たちにサー ビスがいくようにということが大事かと思っております。

以上です。

- 〇議長(関 悦子君) 小林正子議員。
- **〇13番(小林正子君)** 2番目の質問に移ります。

住民に寄り添った福祉の充実への改善について質問します。福祉について町民の皆さんから寄せられている要望から、ぜひ実現してほしいということについて質問してまいります。現在でも、介護や医療、年金の減額などにより、私たちにとってはとても大変です。どうやりくりして生活していけばいいのか、夜も眠れないとおっしゃる方もいらっしゃいます。特に、女性の一人暮らしの方は、苦しい介護の生活の実情を真剣に話されます。それは、衣食や趣味、娯楽、普通の暮らし以前の介護や命に関わることです。また、それは決して僅かな特異な境遇の方のケースではありません。今、人生100年と言われていますが、70歳の方があと30年間、日本国憲法に定められているとおりの本来の健康で文化的な最低限度の生活を送れるように、小さな一つ一つの要求をかなえていくことは行政の大事な役目だと思います。

まず、町の介護慰労金についてですが、小布施町は在宅で介護している方に年間5万円の介護慰労金を支給しております。これは、在宅で介護されている方への励ましや、また在宅介護への負担への補助ともなっております。ところが、現在の支給条件に、年間に180日以上自宅で介護しなければ、1円も慰労金は支給されません。例えば、介護している方が年間トータルで185日入院されたという場合は、全く介護慰労金はないわけです。この線引きで切ってしまっていいのかどうか。自分では年間365日介護に尽くしているつもりなのに、在宅の日にちが180日に僅か足りなくて、今年は介護慰労金が支給されない。介護しているのに誰からも認めてもらえないとショックを受けたとおっしゃいます。入院していても、付添いや身の回りのお世話をしなければなりません。仕事が見つかって勤めに出ますというわけにはいきません。介護から解放されているわけではありません。180日という区切りをやめて、介護慰労金はできる限り広く実際の在宅介護の実情に合わせて支給すべきではないかと考えますが、答弁ください。

また、介護保険利用料ですが、現在でも利用限度額を超えてしまう場合に、2から3か月連続して超えてしまう場合にも、超えた分については後で返ってくる。限度額以上は支払わなくてもよいようにすることを求めます。

また、これは介護と医療を合算した場合も同様とするように規則で定めてほしいと思いますが、答弁ください。

3つ目として、介護保険制度から要支援1、2の人たちの生活援助が、介護保険給付から 外されている人について質問します。

生活援助を週6から7回以上利用されている方は、独居世帯が多いと思われます。別居している子供の世帯などからの家族の訪問が少ない場合です。また、身体の状態からすると、骨関節に関する疾病や認知症などで家事を行うことが困難な方の割合が高く、ヘルパーの訪問でかろうじて在宅生活が維持されています。いわば、こうした方にとっては、生活支援はまさに命の綱であります。生活援助は、単なる家事代行ではないのです。生活機能が低下している方にとっては、援助訪問するヘルパーの声かけが、利用者の生活意欲の回復と心身機能の向上に有効なものになっています。

要支援1、2の利用者に対しては、ヘルパーの生活援助訪問の時間に細かな制限を設けて、 せっかくのヘルパー訪問を単なる家事代行にとどめてしまおうとしています。利用者さんが その人らしく生活していくためには生活援助の時間制限をやめるべきと思いますが、どう考 えますか、答弁ください。 4つ目として、難聴者に町独自の補聴器具補助をお願いしたいと思います。

今、高齢者の多くが難聴であると言われています。70歳を過ぎた3人に1人、80代になると3人に2人にもなります。耳がよく聞こえなくなると、当然のことですが、コミュニケーションの障がいになります。誰かに声をかけられても、聞こえないから返事をしない。すると、あの人は何だ、私が話しかけたのに無視して返事もしない。無礼な人だねと誤解を受けてしまいます。そのことから外に出なくなり、他人と接することを避けるようになり、社会的に孤立することになります。健康面では、健康な高齢者の状態からコミュニケーションが取りづらくなり、認知症につながっていくと言われています。聞こえないことによって社会的に孤立しないように、コミュニケーションを取るために、また気持ちや感情が生き生きと働く、いわゆる情動が働いて、生き生きした反応が日常的に脳の中で働き起こるようにするために、難聴になった場合に補聴器を有効に活用することが大切だと言われています。

今、補聴器については国の補助制度がありますが、その申請から補助までの手続はとても 複雑で時間もかかり、この制度で補助を受けるのは大変です。現在、補聴器の国の補助を受 けている人は町内ではどのくらいいらっしゃいますか、答弁ください。

そこで、60歳以上で町の健康診断の聴力テスト、治療が必要と診断された方には、治療で補聴器が必要とみなされた方には面倒な手続を緩和して、町独自の補聴器への半額、あるいは3分の1補助の制度を求めますが、高齢化社会で誰でも何らかのコミュニケーション障害を持つ可能性があります。耳が遠くなったという状態から、声をかけられても気づかないとなる前に、補聴器などで早いうちに対策を取ることが必要です。町として、補聴器補助について答弁ください。

5番目として、障がい者の福祉医療費の窓口無料化について質問します。

これは、かねてから質問してまいりました。子ども医療費は、様々な運動や地方自治の現場からの要望もあってようやく窓口無料が始まりましたが、同様に福祉医療給付である障がい者の医療費についても窓口無料にぜひ移行していただきたいと思いますが、答弁ください。6つ目として、現在、住民の健康を守る上で最も問題になっている新型肺炎の感染を防ぐことに関連して、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐことが課題となっています。

政府は2月16日、専門家会議の第1回会合を首相官邸で開き、会議後の記者会見で加藤厚 生労働大臣は、患者が増加する局面を想定した対策を今から取るべきだと呼びかけ、同席し た座長の脇田国立感染症研究所長も不要不急の集まりを避けてもらいたいと求めたと報じて います。 東京マラソンの3万人を超える一般ランナー参加が取り消されたのをはじめ、大小様々なイベントや公民館講座まで取りやめが広がっています。町として、厚労省からの感染の状況、対策の支援をはじめ、新型ウイルスに対する正しい情報を住民に速やかに的確に伝えていただきたい。感染の不安がある場合はどうしたらいいのか、ガイドラインなども発表されていますが、町として町民が利用しやすい相談機関も把握して、町民の相談に対処できるよう紹介できる検査機関や対処可能な医療機関の把握に努めていただきたい。

以上、町は行政が住民の安全と健康と福祉の保持のために、よりよく取り組んでくださることを願って質問いたしました。答弁をお願いいたします。

○議長(関 悦子君) 永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

〇健康福祉課長補佐(永井芳夫君) それでは、ただいまの小林正子議員のご質問にお答えしてまいります。

まず、在宅で介護されている皆様に心から御礼を申し上げるところでございます。

ご質問の介護慰労金事業の正式名称は、小布施町重度要介護高齢者等在宅介護支援金支給事業です。この事業は、年間180日以上を在宅で要介護3以上の方を介護された方に、町福祉基金から5万円支給しているものです。ご指摘の年180日という区切りは、施設入所や入院をした日数を在宅介護期間から除いて計算することとしていることを指していると思います。

ご質問のまず入院日数を在宅介護期間から除くのはいかがなものかとのご指摘でございます。本事業は、在宅で介護を行っている方を対象にしておりまして、入所や入院日数を在宅介護期間に含めることは制度の趣旨と異なるものになると考えております。また、施設入所や入院期間は、在宅のサービスよりも多くの公費によるサービスを受けていると考えます。同じ介護をしているとはいえ、在宅介護している人への公費負担が施設利用者より薄くなってしまう点を考慮しまして設けられた制度でありまして、町として在宅で介護していた期間をしっかりと確認することが大切なものと考えております。

もう一点のご質問の180日という区切りをやめて介護慰労金はできる限り広く、実際の在 宅介護の実情に合わせて支給すべきとのことですが、在宅介護の大変さを質や量で推しはか るのはとても難しいことと考えております。一定の何らかの基準として大変さを年間180日 を超える日数で確認することによって、制限を設け、財源を有効に活用しようとするもので ございます。ご理解をお願いしたいと思います。 また、町事務の中で在宅介護者お一人お一人の実情に合わせてその都度基準を変えていくということは難しいものでございます。小布施町では、令和元年2月1日現在で要介護3以上の高齢者が238人ということでございます。将来的に、さらなる増加が見込まれております。その中で、対象範囲を広げることのみを福祉の充実とするのではなく、より必要とされる皆さん、そういった方に適用できるよう、町では在宅介護支援金については現状のままとしてまいりたいと考えております。介護予防や重症化予防などの事業や町政懇談会で呼びかけを行わさせていただいています地域の支え合いの仕組みづくりなどを通じまして福祉施策の充実を図ってまいります。

2点目の質問の介護保険利用料が限度額を超えてしまう場合等の質問でございます。

高額介護サービス費は、月ごとの限度額を超えた場合に、超えた分について利用した3か月後に償還払いをしています。これを現物給付にしてはとのご要望と思います。高額介護サービス費の支給は、介護保険法第51条、61条で定められておりまして、支給方法については明記されていないと思っております。町独自施策として要綱等を整備すれば、受領委任払いという形を取ることは可能と考えます。しかし、受領委任払いを行うには施設入所者に限るという要件がありまして、かつ入所施設の受領委任払いへの同意が必要となります。小布施町のみで取組を進めるには課題が多過ぎるものであります。

次に、介護と医療を合算した場合というのは、後期高齢者医療保険における高額介護合算療養費と、介護保険制度による高額医療合算介護サービス費のことと思います。これは、それぞれ1年間の介護保険利用料に医療費を合算して算定しますので、介護保険料と医療費のそれぞれの額の確定が必要になります。高額介護合算療養費、高額医療合算介護サービス費のいずれも、受領委任払いで支給することはできないというふうに現在は考えております。ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の質問でございます。

要支援者向けの訪問介護と通所介護、デイサービスは、介護保険制度の改正によりまして介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。町は、平成29年4月から総合事業に移行しまして、訪問介護支援サービスと訪問援助サービスの2つとしてなっております。訪問介護支援サービスは、従来の訪問介護と同等のサービスで、身体介護が必要な人を対象にホームへルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護のほか、調理や掃除など、自力では困難なことを本人と一緒に行うことでできることが増えるよう支援していくのが目的と考えています。訪問サービスも身体介護が必要な人が対象で、ホームへルパーが自宅を訪問し、

調理や掃除など、自力では困難なことを本人と一緒に行うことでできることが増えるよう支援することが目的と考えます。いずれも、健康な同居家族がいる場合に利用制限がございます。

要支援とは、目安として日常生活の一部に介護が必要ですが、介護予防サービスを利用することで心身の機能維持や改善が期待できるという状態のことを言っているというふうに町では考えています。そのため、訪問サービスを受けられる回数を週1回から2回程度の利用で介護が必要となる方のできることが増える、そういった効果が見込まれているので、これを大切にすることが重要というふうに思います。

利用の限度額等が設けられていますが、総合事業に移行する際も同様でありまして、国が要支援サービスの一部を総合事業に移行した理由は、給付費の抑制目的が大きいと思います。しかし、介護保険制度を維持し続けるためには、身体介護のように専門的な対応が求められるものは除きまして、生活支援を地域の皆さんやボランティア、NPOの皆さんなどが参画、主体となって支えていただくことも非常に大切な取組と考えています。町がよりよい町となっていくために、参画社会をつくり上げていくためにもご理解をいただきたいところでございます。

次に、町独自の補聴器具補助の導入についてでございます。

現在、障害者総合支援法の補装具の支給制度におきまして、身体障害者手帳所持者で聴覚障害をお持ちの方に対し、国の基準価格の範囲内で補聴器の支給が行われています。町内の聴覚障害者は、1月末時点で25名いると捉えております。その中で、過去5年間で国の補助制度を利用し購入された方は、再支給を含めて14名いらっしゃいます。修理をされた方が9名いるというふうに考えております。現行の制度では、身体障害者手帳の所持が支給の条件になっています。その身体障害者手帳は、医師意見書を参考に発行されるものでございます。手帳の取得に至らないケース、難聴の度合いを判別することが難しく、公平な支給を確保することが困難と考えています。身体障害者手帳の取得から補聴器購入補助に至るまでの丁寧な説明を心がけてまいりたいと思っております。

なお、平成30年度から補聴器適合に関する診療情報適用書の活用により、確定申告時に医療費控除対象として申請することができるようになっているということでございます。補聴器購入の際に、補聴器の相談員にご相談いただきたいと思っております。また、町としても周知を図っていきたいと思っております。

次に、子どもの医療費等の福祉医療費から障害者の医療費についてのご質問でございます。

昨年の議会においてもご答弁申し上げているところでございます。福祉医療費給付事業は、 平成30年8月受診分から、18歳に至る年度までの子ども、障がい児、一人暮らし家庭の子ど もの医療費は窓口で300円をお支払いいただき、残りの負担額は町が医療機関に支払うこと にしてございます。障がいをお持ちなどの18歳を超える方については、医療機関の窓口で一 旦自己負担金を支払い、300円の受給者負担金を差し引いて、受診月の3か月後に指定の口 座に振り込む自動給付方式が取られているところでございます。

障がいをお持ちの方につきまして、病院の窓口無料化をぜひというご質問でございますが、福祉医療費給付金制度について見直しを行うために、平成29年に福祉医療制度に関する検討会というものを設置し、ご協議いただいた経過がございます。窓口無料化の支給対象範囲については、乳幼児、児童・生徒、障がい児、母子・父子家庭において18歳に達する日以後の最初の3月31日までということでお決めいただいております。負担金については、300円窓口でお支払いいただくわけですが、これは他市町村と比べまして優遇されている点でありまして、また県に倣って500円にした場合の受給者の負担増が懸念されるという点を踏まえまして、それまでの300円が適当であるというところでご意見をいただいて進めているところでございます。

町においては、入院時の食事療養費の給付や、医療費助成枠を拡大するなど、障害をお持ちの方をはじめ、子育て世代など幅広い年代への支援を図ってまいりました。18歳を超える障がいをお持ちの方の医療費の窓口無料化につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、検討会での意見、それから5項のペナルティーなどが課せられるというような状況もございまして、財政面の負担も大きいということ等を踏まえ自動給付方式とさせていただいているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

最後に、6点目のご質問、新型肺炎の感染を防ぐことについてでございます。

新型コロナウイルスの県内の発生を受けまして、3月11日までの2週間、町主催の諸行事を延期または中止することとしてまいりました。これは目に見えない脅威で、実態を正確に把握することができませんが、町内での感染拡大を防ぐため必要と判断したものであります。皆様が行う諸行事も、催事を通じた感染拡大を防ぐため、できる限りの感染防止策をお願いし、延期や中止など、当面の間の感染拡大防止の取組に対してご協力いただくよう要請することとし、町内全戸へ町の取組をお知らせするチラシをお配りしたところであります。

既に報道等がなされているとおり、県内で感染者が確認されています。感染したからといって直ちに命に関わることはないと評価されていますが、人工呼吸器など、重篤な肺炎症状

を呈し、従来のインフルエンザより入院期間が長くなるとの報告もあります。高齢者や基礎 疾患を有する方で重症化するリスクが高いと考えられています。治療に結びつくワクチンな どないわけでありますが、いたずらに怖がるのではなく、落ち着いて感染しないこと、それ から重症化リスクの高いご高齢の皆さんに移さないことを全ての町民の皆様に求めていくこ とが大切というふうに考えております。

町の保健予防連絡会を2月26日に開催しまして、そういったご意見を踏まえて取組を進めているところでございます。国でも基本方針等を出しまして、感染の流行を早期に終息させるため、徹底した対策により患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で重要な意味を持つというふうにしておりまして、医療機関での窓口対応、それから各地、各病院で様々な試みが実施されているとも聞いています。

県では新型コロナウイルス感染症有症者相談、国でいうところの帰国者・接触者相談支援 センターを県内保健所に設置しております。感染した可能性がある方の相談に当たっていま す。医療機関の機能維持のためにも、発熱37.5度以上4日続く、また強いだるさや息苦しさ を感じるなどの場合は保健所に電話で相談し、適切な受診の流れを確認していただきますよ うお願い申し上げて、答弁とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(関 悦子君) ただいま13番、小林正子議員の質問の途中ではありますけれども、昼食のため暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しておりますが、放送をもってお知らせをいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長(関 悦子君) 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

小林正子議員。

○13番(小林正子君) 何点かについて再質問をいたします。

まず、町の介護慰労金に180日という区切りをつけるという問題についてですけれども、 大体180日以上になっている人は、本当に家で介護されているという点では大変なことだと いうふうに、そのご苦労は本当に大変だというふうに考えます。そういう点でも、病院に入院せざるを得なくなった、それは病気の関係でどうしても入院しなければならなくなったとか、それから短期入所とかね、そういう方のために、介護をされている方のためのそういう短期入所とかね、そういうのはありますけれども、やはり180日という日にちだけを期限に、それだけを線引きしてやるということについては、私はもう少し考える余地があるんではないかというふうに思います。

そういう点で、どうしても、これは入院する、しないはお医者さんが決めることで、本人が決めることではないんですよね。そういう点で、お医者さんに入院してくださいとかね、そういうふうに言われて渋々入院するということもかなりありますので、やはりこの180日については、もし180日じゃなくて少しでも少なかった場合には、ちょっと5万円から少し削ってやるという方法とか、150日だったら幾らくらいとかね、そういうようなきめ細かなことも考えてやるべきではないかというふうに思います。

現在は、これは社協のほうに委託してやっていることなので、社協の会長は小布施町町長 の市村良三さんが会長をやっていらっしゃる。また、副会長は副町長がやっていらっしゃる。

[発言する声あり]

○13番(小林正子君) 今はやっていない。以前はやっていたんですよね。そういうふうに 町が関わってやっていることなので、ぜひそういう点ではきめ細かなことも考えていただい てやっていただきたいというのと、5万円というのはもうちょっと上げてもいいんじゃない かなというふうに思いますので、そういうところも検討しながらぜひ検討していただきたい と思いますので、答弁よろしくお願いします。

次に、高額予防サービス、高額サービスに関してなんですけれども、今、施設に入っている方は、高額になった場合には受領委任払い制度というのがあって、町のほうに申込みをすればそういう制度を使うことができるんですけれども、ヘルパーとかそういうのでサービスをいろいろ受けなければならないときに高額になってしまった場合には、やはりこれも町の要綱でやっていけるものなので、ぜひこれは要綱を作って、これ以上になった場合には町のほうで要綱でやっていきますということを作ってほしいと思います。そうすると、限度額以上になった場合にはそういう方向を使ってできるので、ぜひお願いしたい。

というのと、それと3点目のここのところのね、介護と、それから医療の合算についてですけれども、これは本当に金額的に大きくなっちゃうんですね。そういう点で、これについてもぜひ町の要綱で作っていただいてやってほしいと思うんです。そういう点ではぜひお願

いしたいと思うんですけれども、再度答弁をお願いします。

それと、介護保険のサービスについてでも、生活援助という点でね、先ほどからずっと話していますように、ヘルパーさん、専門職の方たちのサービスというのは、その方たちの身体的なことも十分見ながら、その人がどのくらいの仕事ならできるのかということも判断をしながらサービスを提供しているんですよね。また、その方たちが少しでも自分の体が動かせるようにするにはどうしたらいいのかということも考えながらこのサービスをしているんですよね。そういう点で、私はヘルパーさんの制限というのはやめるべきだというふうに思うんですけれども、その点についてぜひ答弁をお願いします。

それと、町独自の補聴器に対する補助制度の導入という点で、今もお話ししたんですけれども、補聴器がないために、本当に家庭の中でもコミュニケーションができなくなってきている。周りの人も本当に補聴器があったら違うんじゃないかなというような点では、一番困っている点ではこの点についてなので、ぜひそういう点でも考えていただきたい。補聴器については、ぜひ補聴器の補助をつける方向で考えていただきたいと思います。

それと、障がい者のサービス、これもぜひ障害者の窓口無料をお願いしたいと思いますので、今ペナルティーが多くかかるからできないとか、そういう点だけで考えるんではなくて、その人、その人たちの本当に一生懸命生きるための時間を考えて制度を作ってほしいと思います。お願いします。

- 〇議長(関 悦子君) 林課長。
- **〇健康福祉課長(林かおる君)** それでは、今幾つか再質問ありましたので、お答えしたいと 思います。

まず、介護慰労金の関係なんですけれども、180日を人に合わせて少し増やしたり減らしたりじゃないですけれども、合わせて何とかならないかという話なんですが、これも答弁のときにちょっとお答えしたんですけれども、介護をいろいろその人大変だよねとか、その人はそうじゃないよねという判断というのはとても私たちは難しいと思います。その中で、やはりどこかで線を引かないと、こういった補助制度というのは誰にでも全員にじゃ支給するのかという話になってしまいまして、ちょっと在宅介護支援金という趣旨からは外れてしまいます。どこかでやっぱり線を引かせていただくという基準が180日という、これは県がまだ介護慰労金という形でやっているときからずっとそういう形でやってきたものですので、町としてもその辺は基準をあくまでもそこにして、例えばそのほかにちょっと介護者さんへの慰労とか、あるいはそういった支援みたいなものが必要であれば、またそれはそれで考え

たいと思っておりますが、よろしくお願いします。

それから、高額サービスの関係なんですけれども、町のサービスの要綱を変えて現物給付にできないかという話なんですが、これも先ほど答弁の中ではっきり申し上げたかと思うんですけれども、もう国の法律の中でそういったものについては施設サービスに限ってそういった受領委任払いというのはできますというふうになっております。なので、町が独自でどうのこうのというよりも、法律の中で在宅サービスで高額になった場合の受領委任払いは認められていませんので、それはちょっと無理であります。

それから、合算については、これも先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、1年間たってみて初めてその人の合算の金額がはっきり確定するので、確定しないうちにお金そういった精算はできませんので、1年間たって初めてそこでお金を戻します、頂きますという話になりますので、そこもちょっとこれは無理なものかと思われます。

それから、ヘルパーさんの専門職のサービスの関係ですけれども、本当にヘルパーさんの技術、専門職としてのヘルパーさんの支援が必要な方については、必要な分だけの量をサービスできるくらいの、要は介護度というものがありまして、それがつくはずです。なので、例えば要支援とかいう形の方たちのヘルパーサービスにつきましては総合事業に移動しまして、恐らく要支援の方たちについてはその専門職の技術の方たちではなく、どちらかというと日常生活の生活支援的なものが多いかと思います。そうしたら、それはそういったある程度の回数の中で、このぐらいのサービスであれば自立ができるだろうという基準がやはりできておりますので、そこに従ってサービスを提供するという形になります。もしそこに例えば心理的な部分というか、要するに精神的な部分で支援しなければいけない部分があったりしましたら、それは地域包括支援センターなり町の相談窓口でご本人さんの別の意味で応援していくとか、支援するという形を取っていければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、補聴器の補助につきましても、その方にとってどのぐらいの聞こえがあってというやっぱりどこかで判断基準がなければ、補聴器が全て補助対象になるというものでもないと思われますので、そこの判断基準が大変難しいので、やっぱりお医者さんの診断、ある程度の基準が必要になってきます。そこに、今決まっているような形で補助できるという形を設けさせていただいておりますので、そこについてもやはり本当に補聴器が必要な方であればご相談いただいて、それなりの手続を踏んでいただければ、恐らくそういった補助はできると思いますので、ぜひ窓口のほうへご相談に来ていただければと思いますので、よろし

くお願いします。

あと、医療費の窓口無料化の件で、障がい者の関係ですが、これも再三お答えしているんですけれども、18歳以上に関して言うと、18歳未満の障がいの方については窓口無料化はできていると思うんですが、18歳を超えた方たちの窓口無料化につきましては、それをやることによって、恐らく担当者のほうで計算しますと、国へのペナルティーが400万円を超えるものになります。それだけのものを単に国へただ差し上げてしまうお金を払ってまで、後々後で戻ってくるお金ですので、ご本人さんにとって、例えば最初の支払いが大変な場合は、そこに対して例えば一時的にお金を貸してあげるとか、そういった支援はできると思いますので、そうして最初それを借りていただければ、あと回していけるというような形を取っていけると思いますので、どうしてもお困りの方については、そんなような方法でお願いできたらなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長(関 悦子君) 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長(関 悦子君) 続いて、8番、小西和実議員。

[8番 小西和実君登壇]

○8番(小西和実君) それでは、通告に基づきまして質問いたします。

今回は、珍しく横文字といいますか、質問の内容の都合上なんですが、割と聞きなれない イニシャルのような言葉をたくさん使わねばならないので、ちょっと質問の内容を理解して いただくに当たって妨げにならないようにと願っております。よろしくお願いいたします。

それでは、DMO、日本の最重要課題として地域創生が叫ばれてきた中、国内外からの人の流れを戦略的に創出し、観光による地域創生を実現していくためには、地域の稼ぐ力を引き出す取組が不可欠です。世界からインバウンドで大勢の旅行者の方が来日しており、長野県にも大勢の海外旅行者が訪れる中で、インバウンドを含めて小布施町の交流事業、産業に対して戦略的に取り組んでいく必要があると思われます。

以上のような背景から、いわゆる観光事業組織を意味するDMO、デスティネーション・マネジメント、あるいはマーケティング・オーガニゼーションを小布施町でも設置する必要

があると考えております。このDMOは、地域の稼ぐ力を引き出し、地域観光づくりを実現するための戦略を策定する法人組織であり、官公庁による登録制度も設けられております。こちらには法人であれば登録申請が可能となっておりますが、このDMOは地域の知恵、専門性、資源を所有し、イベント・アクティビティー、運送計画のデザイン提案に特化したプロフェッショナルなサービスを提供する組織であり、今後の小布施町の交流事業、産業の発展のために不可欠なものであると考えます。

一例を挙げますと、兵庫県の豊岡市というところでは、豊岡版DMO機構という組織が設置されておりまして、これには全国20路線を走る高速バスや鉄道事業を手掛けるウィラーグループが、地域商社ウィラーコーポレーションを設立して加わりました。ちなみに、この地域商社のことを先ほどのDMOのようにDMC、デザイン・マネジメント・カンパニーと呼称します。このウィラーコーポレーションは、自治体の補助金は当てにせず、自分事として持続的に活動することが真の地域創生と考え、観光資源の発掘、商品化に向けて、レストランバスの運行などを開始しています。ちなみに、このレストランバスなんですが、1階は厨房、2階が食堂の観光バスで、食材を生産した農家さんやシェフとの会話を楽しみながら地域をめぐるという新形態のツアーであるということでした。

また、このウィラーグループとしてということなんですが、京都丹後鉄道沿線のにぎわいのあるまちづくりのために、地域特性から企画・立案、財務ビジネスまでを学ぶビジネスグループを1クール、1つの期間で約3か月ということで開設しているということで、非常に多岐にわたって行っております。このほかにも、京丹後鉄道線沿線の魅力を増す事業を企画する企業家に投資して、現実に導くための丹鉄ファンドというファンドまで設立しているということなんですね。これまで観光といえば旅行会社など観光サービス事業者のみがサービスを生み出せると思われておりましたが、このような形であらゆる業種で観光サービスを生み出すことができるということが証明されてきております。

同様に、DMOの役割としてということで、関連するところを今までちょっと説明させていただいたんですけれども、趣旨としてはDMOの役割として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成、各種データ等の継続的な収集、分析、明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルの確立、また関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関係する町政仕組みづくり、プロモーション、また観光地域づくりの1主体として実施する個別業ということで、多岐にこのDMOには役割が挙げられております。小布施町の場合は、このコンセプトを観光ということではなく、交流と置き換え

て読んでいただいて問題ないと考えます。

そこでお尋ねいたします。小布施町DMOの必要性についてどのように考えているのか。 行政主導で小布施町にもDMOの立ち上げを推進するべきではないのかということについて お尋ねいたします。

〇議長(関 悦子君) 西原産業振興課長。

〔產業振興課長 西原周二君登壇〕

○産業振興課長(西原周二君) 小西議員の小布施町のDMOの必要性について答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、首都圏への人口の一極集中から地方へ人の流れを作り、地域を活性化させる地方創生の戦略の1つとして、DMOを組織するところが多くございます。DMOは、議員もご説明いただきましたが、官公庁のホームページでは、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行うかじ取り役となる法人と紹介されています。こういった法人の必要性を問われれば、もちろん必要性はあると考えております。

小布施町においては、こちらも議員ご指摘いただいたところなんではありますけれども、日本で言われているようないわゆる観光ということではなくて交流と位置づけており、小布施町の文化や魅力を最大限に打ち出して、数多くの町民の皆さんのご協力により、単なる一時的な来訪ではなく、小布施町のファンになっていただくことを大切にしてまいりました。若者会議から生まれた第二町民制度や、文化と健康を軸とした産業の創出、関係人口作り、クリエイターが集う町を掲げた施策による2地域であるとか2拠点居住というものの推進というものもそういった考えから行ってきたものであります。これらの積み重ねにより、若い皆さんが小布施町と関わりを持っていただき、そういった皆さんが小布施町の魅力や情報を周りの皆さんに発信していただくことにより、さらにつながりを持った皆さんが小布施町を訪れていただくといった好循環が生まれつつあるというふうに考えております。

一般社団法人小布施町イノベーションハブHUBでもDMO事業を実施されています。経済産業省関東経済産業局が実施したホテルコンシェルジュと連携し、富裕層をターゲットにしたインバウンド事業を契機に、いろいろな方を小布施町につなぐ活動をされており、単なる観光地づくりという考えではなく、人を介した地域の魅力の発信というところに重きを置いて活動されているというふうに感じています。

小布施町では町民の皆さんが主体となったまちづくりを進めてきており、行政がDMOの

立ち上げを推進するのではなく、民間の皆さんの活動に対して役場が応援していく形が望ましいと考えております。小布施町のような小さな町では、DMOという法人ではなく、イノベーションHUBやまち歩きガイドの皆さんの活動に代表されるよう、地域の歴史、文化、町や人の魅力を伝え、町をご案内する町民の皆さん一人一人がDMOと同じ役割を担っていただけるのではないかというふうに考えております。小布施町の文化や魅力の情報をいろいろな形で発信し、人と人をつないでいくこと、町民の皆さんがいろいろな場面で活躍できるよう来訪者をつないでいくことが役場にできることではないかと考えており、役場が主体的となってDMOを立ち上げるということは今のところ考えていないということでございます。以上でございます。

- 〇議長(関 悦子君) 小西和実議員。
- **〇8番(小西和実君)** 答弁いただいた内容に基づきまして、2点ほど再質問させていただきます。

DMOについては、本来二、三年くらい前に一般質問で取り上げたいところでしたが、先ほどお話しいただいたように、小布施町の中にもDMOについて積極的に取り組もうという状況があったと見受けられましたので、余計な影響を与えないように質問を控えておりました。そのため、いささか旬を過ぎてしまったDMOというテーマではあると思いますが、重要なテーマというものはトレンドに左右されずに不変であるはずですので、今回もいろいろ考えていきたいということで質問させていただいております。

今お話しいただいたように、町内の中でもDMOを組織していこうという動きはあったということで、非常に重要なことであると思うんですが、そういったところに対する支援というのは、先ほどお話しいただいたように必要ではあると思うんですね。そういうあたり、現状その取り組まれているDMOの状況ですかね、そういったものについてどう今把握されていて、どう導いていこうということを考えていらっしゃるのかという今後の展望について、状況についてということが1点と。

あと、先ほど町民の方一人一人がDMOの役割ができるというお話でしたが、私の今質問した中で、組織としての取組で必要になる、個人というのはもちろん必要なんですけれども、それはDMOや組織がそういった皆さんにお願いしていろいろやっていただく機会はあると思うんですけれども、その上の段階にしっかりとした組織体制を敷いて、各社の例えばデータの継続的な収集、分析、明確なコンセプトに基づいた戦略の策定だったりという先ほどのところですが、あのあたりをやっていただくべき上位の組織が必要ではないかというお話を

させていただきました。そのあたりは、到底一人一人の住民の方の自由意志では達成できないと思うんですが、そのあたりどのようにお考えかということをお尋ねいたします。

- 〇議長(関 悦子君) 西原課長。
- ○産業振興課長(西原周二君) そのDMO的な活動をされている組織があって、それに対して役場がどの程度関わっているか、状況を把握しているかということでございますが、直接的な関わりというのは少ないんですけれども、いろいろなイベントをやるときに相談があったりとか、町も一緒にやったりというところはあるというふうに思っておりますが、ただはっきりとして一緒に何かができているという状況では必ずしもないのかなというふうに思っております。そういったところは、今後ちょっと連携をしっかりしていかなければいけないのかなというふうに感じております。

また、町民一人一人の皆さんがそういった役割を担っているということは思いとしてありまして、その中でしっかりした組織が必要ではないかという、法人が必要ではないかというようなご指摘かと思います。そういった中で、先ほど議員のほうからご紹介があった兵庫県豊岡市のような法人ができてくれば大変いい循環が生まれるのかなというふうには思っております。それを現状、行政が主体となって作り上げていくということは、今の小布施町ではちょっと難しいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(関 悦子君) 小西和実議員。
- **〇8番(小西和実君)** まず、ありがとうございました。

それで、ちょっと深堀りするような形の再質問になってしまうんですけれども、本来そういうお答え来るのかなと思っていたんですが、基本的にはDMOというものは、観光協会のような組織と基本的にほぼ似てはいる。似て非なるものなんですけれども、類似性のあるものではあって、観光協会というのは事業者の皆さんの集まり、協会ですので、そういう事業者さんの視点からというところを顧客の視点というものを持つものがDMOであるとすれば、そういったものを観光協会にどんどん入れていくというお話をいただければよかったかとちょっと思っていたんですが、そういった発想ないのかなということが1つと。

観光協会主体であったとしても、先ほどのもうやられているDMOさんであったとしてもなんですけれども、例えば近隣だと山ノ内とかではもう既に海外のエージェントさんを、ファムトリップという言葉ご存じか分からないですけれども、エージェントさんに旅行を企画したものを招待して実際に体験していただいて来ていただくようにするとか、エージェント

さんへの選出を考慮するとかいう取組を既に近隣の市町村ではしているんですね。それがいい、悪いは別としてなんですけれども、小布施町の場合はあまり積極的にそういう取組をしている組織というか、あるいは行政にもないなというところがあります。その辺は、非常に民間が逆にいろいろとやっていらっしゃってすばらしいなというところであればこそ、行政であったりとか、あるいは組織の取組の活力がちょっと低いのかなということを危惧しているわけですが、そういったところは何かよりもっと活性化させるための取組を前向きにしていくという考えはないのでしょうか。すいません。2点になりましたが、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(関 悦子君) 西原課長。
- **○産業振興課長(西原周二君)** まず、1点目の観光協会のほうでそういったことをやられた らどうかということでございます。

先ほどご指摘あったとおり、現状事業主さんの集まりという中で、そういったところが十分、まだ顧客目線でのサービスの提供というところにまで踏み込んでいっていないのではないかということで、そういったところにつきましては環境協会の方ともご相談をさせていきたいというふうに思っております。

また、近隣市町村でそういった動きがある中で、小布施町はそういったところが弱いんではないかというようなお話もございました。そこにつきましては、近隣市町村の事例も学ばせていただきながら小布施町でも進めていければというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(関 悦子君) 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

〇議長(関 悦子君) 続いて、5番、中村雅代議員。

[5番 中村雅代君登壇]

○5番(中村雅代君) それでは、通告に沿って質問させていただきます。

新年度予算の概要について。

政府は、昨年12月20日、一般会計総額は102兆6,580億円となる2020年度予算案を閣議決定 いたしました。前年度当初比は1.2%増と8年連続で過去最大となり、当初予算としては2 年連続の100兆円超えとなりました。これは、いろいろ要因はあるわけですが、高齢化に伴う医療費の増や高等教育、幼児教育、保育の無償化など、社会保障関係費が過去最高の35兆860億円、前年比5.1%増と増大したことによるところが大きいといえます。

また、頻発する自然災害への対応として、防災・減災の観点から6兆円を超す予算が確保 されています。当町におきましても、台風19号による甚大な水害被害が発生し、1日も早い 復旧・復興に向け取り組んでいただいております。

そこで、小布施町の新年度予算について質問させていただきます。

小布施町の新年度予算は、一般会計予算が前年度に比べて2億1,900万円増の48億7,600万円、企業会計を含めた特別会計は前年度比2億5,559万4,000円増の36億1,419万7,000万円と大きな予算編成となりました。

(1) として、まず予算の編成過程についてお尋ね申し上げます。このような予算となった主な要因、そして背景についてまずお聞きをいたします。

少子・高齢化社会を迎えていく中で、人口減少、特に生産年齢人口の減少による税収減や、 それから高齢者医療の増加、さらには公共施設や設備など公共インフラの老朽化に伴う維持 管理費の増加が挙げられることは周知のことと存じます。災害復旧・復興と厳しい財政の中、 財源の確保には大変ご苦労もあったと思いますが、どのような取組をされたのか。必要性や 優先順位など、予算編成方針に沿った事業の絞り込みを行ったと思いますが、縮小、あるい は廃止した事業はどのくらいになるのかお聞きしたいと思います。

昨年の10月30日に町議会では、令和2年度当初予算の編成にあたり、台風19号による被災された方々の一刻も早い日常生活を取り戻すべく、災害復旧・復興への対策はもちろん、住民生活のさらなる安定のために8項目の予算要望をさせていただきました。その点も踏まえてのご答弁をお願いいたします。

(2) として、歳入についてお伺いします。まず、1点目、町税収入について。

今年度は、個人町民税が対前年比で増加見込みの予算でしたが、生産年齢人口の減少により給与所得者減や、台風19号による減免額が見込まれると思います。また、法人町民税については、地方税法の改正により法人町民税率を令和元年10月より引き下げられましたが、特別法人事業譲与税が2020年度から適用となりますので、その影響も含め、近年の実績及び今年度の決算見込みを踏まえ、来年度の見込みについてお尋ねします。

また、固定資産税について近年増額となっていますが、来年度はいかがでしょうか。 2点目は、地方交付税、国・県支出金、財源不足を補うための財政調整基金、ふるさと応 援基金など、繰入金等の財源充当はどのように見込んでいますか。

(3) として、歳出についてであります。

今年度の重点施策の成果を踏まえ、必要性や優先順位など、予算編成方針に沿った事業の 絞り込みを行ったと思いますが、これは冒頭申し上げたものと重複いたしますが、縮小・廃 止した事業などはありますでしょうか。

また、重点として継続・強化するもの、新規で取り組む主要事業の概要と予算措置についても併せてご説明をお願いします。例えば、議会だよりでも活動報告会の様子を掲載いたしましたり、2月25日発行の須坂新聞の記事にもありました「官学協働事業の東大先端研・小布施町コミュニティーラボ」では、地元の都住駅について、明かりが欲しい、道路が狭いなどのご意見をいただいていると見させていただきました。議会でも都住駅の整備については何年も議論されておりますが、そのような住民の方々のニーズに沿った予算編成などは重要かと思われます。また、今年度進めています次期総合計画、総合戦略の策定に向けての審議会の動向など、整合性も含め伺います。

(4) として、今後の財政健全化に向けた課題と方向性について伺います。

一般会計の財政調整基金の適正額は、一般的に標準財政規模の10%だと言われていますが、このたびの災害復旧であるとか、また新年度にあってはまたいろいろな事業が出てきて、補正財源としても、これから公共施設の更新にも当然のことながら基金は必要になってくると思います。余剰が出れば、それはしっかりと基金に積んで今後に備えるということでいいのでしょうが、今後必要となる基金はどのぐらいを見込んでいるのでしょうか。県内ほかの市町村と比較いたしますと、けた違いに少なく、心配だと指摘されることもあります。基金の主たる使途がどのようなもので、総額どのぐらいが必要だというような、そんなふうなお考えをいただけるとありがたいです。基金を増やしていくことも重要ではないかと考えますので、お願いします。小布施町の財政状況の推移、今後の見込みはどうなっていくのか、また今後の町財政は健全性が担保されているのかという視点でお願いをいたします。

〇議長(関 悦子君) 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長(久保田隆生君) それでは、中村議員の新年度予算の概要についてのご質問にお答 えを申し上げます。

最初に、予算編成の過程等についてでございます。

町の予算編成の流れについて概要を申し上げますと、今年、令和2年度予算の場合、昨年

11月1日に各課の課長及び係長さんを対象に、令和2年度の予算の編成方針や具体的な事務日程の説明会を開催しております。説明会におきましては、予算編成の考え方といたしまして、総合計画における基本構想や基本計画策定の進捗状況を踏まえながら小布施らしい新しい価値を創造し、魅力あるまちづくりを目指すといたしました。事務事業につきましては、既存事業の必要性の検証や統廃合見直しを進めるとともに、町施設の管理に関わる民間完了の導入、監査委員さんからご指摘いただいた事項等を踏まえて予算編成を行うように指示をしたところでございます。各課における検討、予算要求の作成、形成を得まして、財務課長の査定は昨年12月中に、副町長査定は今年1月上旬から下旬にかけて、町長査定は1月下旬に実施をしております。

ここ数年の予算要求でございますが、歳出要求が歳入を大きく上回っております。平成30年度におきましては、歳入歳出の差額が3億9,000万円、31年度は2億5,000万円、令和2年度予算におきましては2億9,000万円の開きがございました。予算査定におきましては、事業そのものの検証、予算額の妥当性、今後の在り方を話し合うとともに、歳出の抑制と歳入の創出を行いまして、当初予算における収支のバランスを取ること、これがどうしても必要不可欠になってきますので、この作業が大きなウエイトを占めている状況でございます。具体的には、事務事業の必要性、重要性と緊急性の視点から査定を行いまして、内容によっては中止、先送り等として判断して歳出を削減しておりますが、歳入不足を解消するには至りませんので、財政調整基金、あるいはふるさと応援基金を取り崩すことによって、最終的に収支のバランスを取りまして当初予算としている現状でございます。したがいまして、予算措置いたしました事業は、限られた財源の中、法令、法律や条例に基づいて定められた事業、あるいは住民サービスの向上のために継続的に行っていかなければ事業でございまして、2年度におきまして縮小、廃止した事業は特にございません。

なお、議会から令和2年度予算について要望がございましたが、これは中央関連交付金の活用ですとか、保育士等の確保、補助金等の見直しでありますが、3月2日付で議員の皆様にご回答申し上げております。この点につきましては詳細な答弁は避けますが、要望に応えるべく取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

2番目に、歳入についての質問であります。

最初に、法人町民税の法人税割の税率について、このことについては令和元年、昨年10月 1日から9.7%から6%に引き下げております。令和元年度の当初予算におきましては、法 人町民税の法人税割は当初予算で1,825万円を見込みましたが、見込みといたしまして令和 元年度、平成31年度は2,062万5,000円を見込んでおりまして、下がってはいますが、237万5,000円ほど増加する見込みであります。これは、法人税率を下げておりますが、今申し上げましたとおり、税額そのものが当初予算を上回っております。法人税割につきましては、企業が国に支払う国税に一定の乗率を掛けて算出されますが、国税につきましては企業の収益等によってその都度変わってまいりますし、この税につきましては企業の事業年度、決算時期によっても変わった乗率が適用される事業が異なってまいりますので、今この実際に軽減した乗率によってどの程度影響を及ぼすかについては非常に把握が難しい状況でございます。したがいまして、令和2年度の当初予算につきましては、過去4年間の平均を税額として計上させていただいております。

なお、法人税割の引下げに伴いまして、今年度予算でお示ししたとおり、新たに法人事業税が県から交付されます。280万円でございますが、これは県の算定によるものでございまして、今後この法人税割につきましてはこういった法人事業税交付金等も見ながら注視してまいりたいと考えているところであります。

また、ご質問のありました特別法人事業税は、国から県に交付されるものでございまして、 町には直接影響がございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

あと、固定資産税の近年の増加につきましては、この償却資産におきまして太陽光発電設備や農業用冷蔵庫設備の導入による申告がございまして、平成29年度から増加しております。 来年度は、新増築家屋の増による増収は見込めるものの、台風関連の影響によります償却資産の減少を見込み、前年度とほぼ同額といたしました。予算額は5億291万6,000円で、前年度比2万8,000円ほどの減としております。

なお、令和3年度は、3年に一度の評価替えの年となりまして、減収が見込まれますが、 今後新たな宅地造成も進んでおりまして、土地及び家屋の増収等を期待をしているところで ございます。

今後の町税全体の見通しといたしまして、昨年の消費税増額や今回の新型コロナウイルスの蔓延によりまして、社会経済への影響が懸念されます。その中で、観光業や製造業、小売業等は減少が見込まれ、令和2年度以降の消費の冷え込みが予想されます。税収確保にもかなりの影響があると予想されますので、経済動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、地方交付税につきまして申し上げます。地方財政対策では、地方交付税の確保を16 兆5,882億円、前年度2.5%の増と見込んでおります。町では、平成31年度普通交付税の総額 を当初予算で13億9,000万円と見込み、実績は14億5,895万2,000円でした。伸び率と実績を 考慮いたしまして、今年度普通交付税14億6,100万円としました。また、特別交付税につきましても、平成30年度の実績を基に算定いたしまして、1億1,000万円を見込んだところであります。国・県支出金につきましては、合わせて5億6,507万4,000円を見込んでおります。国庫支出金は、感染症予防事業と国庫負担金や障害者自立支援給付費負担金、学校施設環境改善交付金等の増額によりまして、前年度比7.3%増の3億5,083万3,000円を見込み、県支出金につきましては障害者自立支援給付費負担金、福祉医療費給付事業補助金、国勢調査交付金の増などによりまして、前年度比1.3%増の2億1,424万1,000円を見込んでおります。

次に、基金繰入金の関係であります。財源不足を補うための財政調整基金は、1億円を計上いたしました。小布施ふるさと応援基金繰入金は、1億6,555万6,000円で、主には充当先でございますが、小学校環境整備事業に7,588万1,000円、情報政策推進事業費に1,418万7,000円、地方創生推進事業費に1,521万円を充当させていただくということでございます。

3番目の歳出についてであります。縮小を廃止した事業については先ほどお答えしたとおりでありまして、新規で取り組む事業ということでございますが、施設の修繕になりますが、大規模修繕ということで、今まで申し上げましたとおり、栗ガ丘小学校の環境整備事業がございます。老朽化への対応と利便性の向上のため、普通教室棟や管理棟のトイレの洋式化を行い、衛生管理向上のため、1年生各教室を中心に手洗い場を増設するものです。予算も、先ほど申し上げましたとおり、1億4,923万7,000円でございまして、財源といたしまして学校施設環境改善交付金の2,935万6,000円、いわゆる起債が4,400万円、ふるさと応援基金が7,558万1,000円を充てる予定でございます。

次に、新規ということで、小布施出かけて交流ポイント事業がございます。町内にお住まいの65歳以上の方を対象に、ポイント対象の口座や健康診査等を受けていただいたときにポイントが付与されまして、たまったポイントは町内店舗で使用できる商品券と交換するものでございます。介護保険事業で実施をしていく予定でございます。

重点として継続・強化する事業ということでございますが、この点につきましては当初予算書と一緒にお配りした当初予算の概要に記載をしてございます。強化する事業の例といたしましては、例えば風疹予防接種を令和2年度から3年度までの3年間実施予定でございましたが、令和2年度に全て前倒しということで379万円、不登校への対応で、中学校の不登校関係の生活支援員を2名から3名増員ということで257万円、防災関連では、避難所において必要な物品の充実、昨年10月の台風の避難所等の関係を受けまして充実を図るということで617万円ほどがございます。

小布施町総合計画、総合戦略につきましては、令和2年2月20日に基本構想審議会より第6次小布施町総合計画の策定についてということで、答申を基本構想審議会からいただいております。計画の策定には、多くの住民の皆さんとともに、町の課長等もこの審議会の幹事として参加しておりまして、町の施策を本年度予算、踏まえたものとなっております。具体的には、策定した総合計画は基本計画を6項目に分類しております。お届けしてございます先ほど申し上げました当初予算の概要につきましては、総合計画の分類に沿って施策別の事業一覧表を作成してございますので、これに沿って整合性等にご理解をいただければと思うところでございます。

なお、総合計画は、今後も毎年計画内容について見直しを行っていくこととしておりまして、住民方のそれぞれのニーズに合った計画策定、予算編成につなげていきたいと考えております。

4番目の今後の財政健全化に向けた課題と方向性についてでございます。

議員ご指摘のとおり、財政調整基金の適正額は一般的には標準財政規模の10%と言われておりまして、町の標準財政規模は29億6,820万円、これは平成30年度のものでございますが、したがいまして、この適正額というのは3億円ということになってまいります。令和2年度当初における財政調整基金の積立て残高でありますが、3億500万円余りでございまして、いわゆる適正額ではございますが、今年の、毎年の予算編成ですとか今回の災害の関係を考慮いたしますと、やはり5億円以上は確保する必要があると考えております。令和元年度9月会議で財政調整基金へ2億円の積立てをお認めいただき、その時点では期末基金の残高が4億8,466万円と見込んでおりました。しかしながら、台風19号関連の取崩しを行いまして、なかなか計画どおりにはいかなかったということであります。

財政調整基金でございますが、目的基金でありますので、町財政の健全な運営を図ることを目的としておりまして、いわゆる大規模な今回のような災害の発生時での多額の予算措置に対応することも主な目的でございまして、今回の台風19号災害におきましては9,100万円余りを取崩しを行ってきているところでございます。あるいは、年度途中で新たな予算措置が必要になった際には、こういった補助金や起債だけでは不足が生じたときに、これを補う一般財源として充当することとなります。基金は、目的基金につきましては、その目的以外には取崩しはできませんので、例えば町施設を新たに建設しようとする場合は、大規模建設事業資金積立て基金に、あるいは町の借金を減らす、起債残高を減らそうとする場合には、減債基金にその充用財源を積み立てていくということになります。

今後、町の大きな大規模な事業として考えられますことは、老朽化が今非常に激しい、特に都住保育園等は昭和40年代の建物で、耐震補強等を行ってきておりますが、こういった保育園等が考えられると考えております。このための資金といたしましては、大規模建設事業資金積立基金がございまして、これも例えば単年度の実質収支、要するに余ったお金を財調へ積み立てるとともに、できるだけそういうお金を基金に積み立てていければと考えているところであります。

また、町の財政状況の推移、見込みは健全性の担保であります。ご指摘のとおり、今後は保健や福祉分野など社会保障に関わる支出や、保育需要の高まりや会計年度任用職員に伴う人件費の増が見込まれますし、町施設の老朽化に伴います修繕等も必要になってきます。また、特に保育料の無償化ということで、国においては交付税措置をするということでございますが、保育料については残念ながら3歳以上については町の歳入という面では減という予算立てとなっておりまして、こういったことを考えますと、歳出の増に対応できる財源の確保、これが財政運営上の喫緊の課題となっていると考えております。

なお、非常に財政的には基金の取崩しということの中で対応しているわけですが、一方、町の財政運営の基本といたしまして、できる限り借金をしないで、いろいろな町施設の修繕、建設等を行ってきております。起債残高は、平成11年度に75億円ほどでございましたが、10年後の平成21年度には44億円、そして今年の2年度予算当初においては30億円を下回る29.9億円ですが、今回の災害等の中ではこれも26億円ほどになっていたということで、起債残高については大幅な減少をしてきております。これに関係して、起債の元利償還金も平成21年度には7億4,000万円であったものが、令和元年度は2億8,000万円ということで大幅に減少してきておりまして、財政の健全化を図られてきているものと考えております。施策執行のための十分な財源確保の道筋を現時点で明確にお答えできることはできないわけでございますが、現在は貴重な財源となっておりますふるさと納税の拡充を図りつつ、これに頼ることなく安定した財政運営を可能とするための取組を進めていければと考えております。

以上でございます。

〇議長(関 悦子君) 中村議員。

○5番(中村雅代君) ただいまは丁寧にご答弁いただきました。本当に、当町の財政シミュレーションとかね、そういう結果などを見させていただきますと、平成15年度の自立ビジョンに基づいて、先ほどもありましたけれども、そういう収支の改善を図るために人件費の削減をしたり、建設事業の抑制をしたり、繰上償還とかそういうもので工夫され、公債費の適

正化なども図っておられるとのことです。本当に歳出削減というものを中心に、財政の健全 化に努められたんだなという思いで答弁を聞いていました。

一つ一つの事業の重要性とか緊急性というものをとても検討しながら判断しておられるということなんですけれども、やはり地方税とか、それから地方交付税などは、4月から確実になるというかね、確定されてくるんだということによって、必然的には補正での対応なども多くなってくると思います。当町もやっぱりこのように当初予算を本当にご苦労いただきながら立てていただいているんですけれども、どうしても補正でというような案件が多くなっています。災害の関連に関しても、これはもうやむを得ないことで、本当に大変な思いで取り組んでおられますが、その辺は福祉基金から繰入れしたりとか、ちょっとなかなかよく分からない使い道なども、それも福祉基金なのかなみたいなのもあったんですけれども、いろいろやりくりしていただいていると思います。やっぱり、当初予算としては補正の規模を小さくするというか、あまり補正をかけないようにというようなことなども考慮されているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、新規の事業ということで栗ガ丘小学校のトイレの改修などがありましたが、全体に絡んでくるんですけれども、財源充当はふるさと応援基金ということでした。ほかにも事業に関してはそういうものを使っているんですけれども、やはりこれも、残高も積み立ててきたものもあるんですけれども、やはり見込みであって、確保とはならないということですので、今庁舎の屋根の修理も相当傷みがひどいということで、3年計画での今は2年目ということなんですけれども、本当に副町長の答弁にもございましたけれども、これから公共施設などの関連でもそういったものが本当に多くのしかかってくると思いますので、その点、見込みが確実にならなかった場合など、やはり基金を繰入れしていくというか、取り崩していくということに頼るのか、何かその点に関しては見込みが確実にならなかった場合はどのような対応をしていかれるのか、お答え願いたいと思います。

それから、基金に関してなんですけれども、やはり財政調整基金、財調がかなり少なくなってきているということで、これは財源不足として1つ充てる基金としては最も使途が自由だと思うんですよね。それにしても、本当に災害とかそういったものに使うということが非常に大きなものだと思うんですけれども、やはり以前お答えいただいた中では、3億円でそれが適正なんだという額だったんですけれども、たまたま栄村での地震などでは5億何千万円かかかったので、やはり3億円が適正とはいえども、なかなかそういう被害が起きた場合、今回もうちもそうですけれども、そのような場合には多額な財調が必要になってくるんだな

と思うんですけれども、その点も年々繰入れしている中で今回もあるんですが、その点はどうなのか、これから減る傾向にある中でどのようにしていくのか、お答えをお願いいたします。

〇議長(関 悦子君) 副町長。

〇副町長(久保田隆生君) じゃ、すいません。再質問にお答え申し上げます。

最初の令和2年度補正対応ということで、これは町長の議会冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、今回、特に施設修繕等を中心に多くの予算要望が出されまして、先ほど申し上げましたとおり、4億円以上の歳入歳出の差額が生じております。おっしゃったとおり、施設、特に庁舎なども屋根なり壁が大分傷んできております。また、美術館、あるいは福祉施設関連も多くの施設や備品等の要望が出てきておりますが、基本的にはなかなかその財源の確保ができないということで、補正対応をお願いするということでお話をさせていただいているところでございます。

財源確保につきましては、いつも補正のときにお願いしているのが、基本的にはいわゆる 実質収支、繰越金の額の充当ということで、9月にはそれが確定するのですが、それまでに ある程度の歳入歳出の見込みが出ますので、例えば2億円、3億円の繰越金が出るという見 込みがあれば、6月ぐらいで今まで例えば4,000万円とか5,000万円の確実に繰越しができる 財源ということで補正をさせていただいております。

今年は、非常にやはり40年以上たっている施設等が数多く出てきまして、特に1,000万円、あるいは数千万円単位の修繕の要望がかなり出てきております。延ばせるものはできるだけ延ばしてきたのですが、やはりそれを直さないと施設そのものの機能が果たせないですとか、そういった状況が実際生じてきているのも今年の予算査定ではありましたので、この点については今まで以上に早い時期に皆様方に補正をお願いするようなことを考えております。

ただ、いわゆる実質収支がどのぐらいになるかということなんですが、いろいろ申し上げている通常の歳入歳出のほかに、特に今回は災害等もございまして、特別交付税については毎年12月と翌年の3月に交付されます。今年の場合、12月例年ですと1,000万円前後なんですが、そういった災害状況を加味していただいて、約9,000万円ほどの特交が来ております。ここのところ特別交付税自体は1億円ぐらいで推移しているんですが、3月ぐらいにやはり9,000万円、1億円が来ておりますので、そのところを非常に期待しているところでございます。そういった意味で、実質収支がある程度見込めた段階で、そういった施設修繕もぜひお願いできればというふうに令和2年度については考えているところであります。

あと、取崩しを行うのかということであります。いろいろな事業がございまして、その事業によっては国庫補助等が確定した段階で補正をお願いするものもございますし、起債の充当ができれば起債の充当も協力していくということで、なるべく財政調整基金等については取崩しを行わないというようなことで対応していければと思っておりますが、今申し上げました、いわゆる実質収支の翌年度への繰越しで対応できるものはしていきたいと。基金ですので、極力積立てしていきたいというのは、ある程度の金額を積立てをしないと、今申し上げましたとおり財政調整基金の取崩しというのはずっと20年以上前から必ず予算編成のときには、金額は違うんですが、その都度取崩しを3,000万円、5,000万円、あるいは1億円ぐらいはしてきているものでございまして、予算編成時における財政調整基金の取崩しは、これは通常行ってきているところでありますが、そこまでは極力対応できれば取崩しを行っていければというふうに考えているところでございます。

あと、財政調整基金の規模、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる標準財政規模から申し上げますと3億円ということでありますが、今年も災害ではやはり9,000万円ぐらい取崩ししておりますし、いざというときにやはり、感覚的なものになってしまうかもしれないんですが、5億円ぐらい必要だろうと。財政調整基金、過去10何年ぐらい見ますと、一番多いときで9億円を上回る金額があったというのもございます。ただ、いろいろな意味で町の財政健全化に関して、一財となる財調を崩しながらそういった財政の健全化も図ってきましたので、9億円よりは少なくなっているわけでございますが、いろいろな事業費と町の災害等の状況等を鑑みますと、5億円程度のやはり財調というのは積み立てておきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(関 悦子君) 中村議員。

○5番(中村雅代君) 再々質問させていただきますが、そのような本当に基金取崩しとか実質収支、そういうものが確定してから補正という形になったりとかということで、私は何も補正がいけないとか、そういう小さく見込んでいればいいというものではなく、やはり必要な歳出というのがあって、収支というかね、そういう歳入のことも考え、時には起債というかね、そういう比較的いい機会というか、今がやるべきときではないかなというような起債もあると思いますので、基金ばかりに頼るのもあれなので、ここまで本当に公債費という形で減らせてはきているんですけれども、総合計画の中にも保育所の改築とかね、修繕かな、あったと思うんですけれども、そういう人を呼ぶということでは子育て支援みたいなところ

の充実ってやはり目が行きますし、そういうものも早目、早目に公共施設の総合計画にのっとってやっていかないといけないと思いますので、その点、起債も活用していくということはどうなのかお聞きしたいと思います。

あとそれから、先ほどちょっと言い忘れちゃったんですけれども、とてもいい新規のことで、1名増員の中学校ですかね、不登校のための生活支援員の増員ということ、そういうことはね、本当にこれが小布施町の強みというかね、そういう予算の組立てじゃないかなと思うんですよね。なんですけれども、開けてみたら、昨年中学校の懇談会で校長先生が、これは県費かもしれないんですけれども、お1人配置しようと思っていたんだけれども、できなくて習熟度学習ができなかったというようなお話もありますので、その点はこういう施策があるんだけれども、配置できなかったという、後でね、予算に使えなかったというようなことは心配してしまうんですけれども、その点、今回は大丈夫ですか、お願いします。

〇議長(関 悦子君) 副町長。

〇副町長(久保田隆生君) 最初に、起債の活用についてご答弁申し上げます。

一般的に起債というのは、例えば道路ですとか水路、長年にわたってその負担を町民の方に分散して支払っていただくのがいいというものだと言われております。それということはよく踏まえております。例えば今後、今も道路、水路についてはやはり起債というものを活用させていただいております。今後、大きく考えられる先ほどの保育園等もございますが、そういった施設についても財政運営を考えていく上で起債等の活用というのは考えていくべきだと思います。ただ、町のやはり非常に財政的な健全性を保つものとして、長期間にわたりましてそういったいわゆる借金体質を除くというのは、これ1つの町の大きな力でございまして、町の借金の少なさというのは、長野県の77市町村中、平成30年度で上から7番目ぐらいということで、かなりそういった意味では評価する際の数値を保っておりますので、そういったものを踏まえながら、やはり起債のよさというのはよく考えて活用すべきところは活用していきたいと思っております。

以上でございます。中学校の関係は、教育委員会のほうでいいですか。

〇議長(関 悦子君) 教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長(中島 聰君) 今年度、中学に学習支援員として英語と数学というのを組んであったんですけれども、数学の先生がどうしても、1年中探していたんですけれども、おいでにならないということで、今年度は数学の先生は結果としてなしということになってしまいます。

した。

来年度、令和2年度は、今日の夕方数学の先生を面接することになっているんですけれども、あと不登校支援員も今まで2人から3人に増やしていただくという予算で、ほぼ3人目が二、三日中に面接いたします。先生全体が今不足しております。先生に周りも全体に不足しております。何でかなというと、近い将来、子供が確実に減っていくというのが国全体で見えているので、要するに先生をあまり今の生徒に十分充足するほど採ると、その先生が近々余ってしまうと。こういう10年とかという先には目に見えているので、それを極力採用を抑えているということも要因になっていると思います。要するに、採用を抑えているので、定年になった先生もあちこちで引っ張りだこになっちゃっていて、私どもも潤沢に採用ができないと、こういう状況であります。ただ、令和2年度は、現在のところ充足される予定でおります。

以上です。

○議長(関 悦子君) 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 関 良幸君

〇議長(関 悦子君) 続いて、3番、関 良幸議員。

〔3番 関 良幸君登壇〕

○3番(関 良幸君) それでは、立ヶ花南狭間地はじめ千曲川右岸堤防補強について伺います。

立ヶ花南の堤防については、千曲川が立ヶ花で狭隘になること、鳥居川、浅川の千曲川への合流地点の対岸になることなどから、かねてよりその危険性が懸念され、堤防補強の対策が望まれていて、地元住民の代表からなる団体などから長年町へ陳情、要望がなされ、特に場防と高速道の狭間地の埋立てが求められてきたところです。

昨年ようやく国の予算がつき、現在この狭間地に盛土の工事が行われているところですが、 甚大な被害をもたらした台風19号の教訓からして、この立ヶ花南の狭間地を含め、千曲川右 岸全体の堤防補強は喫緊の課題であることは論をまたないところです。

そこで、これら堤防補強と災害被害の軽減策などに関し幾つか伺います。

まず、1点目として、立ヶ花南の狭間地の盛土は、堤防と高速道の狭間地全てで行われる

と理解していましたが、工事の様子を見ると、高速道西側の農道は行われていません。この 農道は、畑地があったときに必要とされたもので、畑地が盛土されると必要がなくなり、そ もそもこの農道にも盛土をし、桜堤と同様に堤防と高速道を一体化しないと越水時に崩落す る危険性も考えられます。今回の工事では、農道を含めた盛土は予定されていないのかどう か伺います。

また、桜堤の最北端から篠井川まで盛土しないと万全とは言えないと考えますが、今回の 工事はどこまでを予定しているのか、さらには最終的にはどこまで盛土を予定しているのか 伺います。

2点目として、立ヶ花から南に2か所のボックスカルバートは埋める予定と聞きました。 その事前準備として、水制跡地入り口のボックスカルバートから東側に伸びる濃道は、ボックス閉鎖に伴い、河川敷での農作業を行う際にスピードスプレヤーをはじめとする農作業機械などの通行の利便性を図るために拡幅も行われ、また最北のボックスカルバートは、農作業のための通路としての役目を終えています。仮に桜堤から篠井川まで全て埋め土がなされればボックスカルバートも埋まりますが、この工事が何年にもわたるとなるとボックスカルバートは空いたままとなり、当初の目的は達成されません。このボックスカルバートは埋め土工事とは別に考えて閉鎖するのか否か伺います。

3点目として、災害時における千曲川の越水被害の軽減を図るため、高速道のボックスカルバートに浸水を防ぐための開閉が可能な可動式の強固な扉の設置、浸水の軽減を図るための止水板の常備などは考えられないでしょうか。

最後に、4点目として予定していた質問、19号災害における千曲川右岸の越水地点の補強、 松川護岸の対策などについては、午前中の関谷議員の質問の答弁と重複すると思われますの で割愛しますが、これら工事の早期実現のための効率的かつ効果的な国や県への働きかけは とても重要だと思いますが、これに対する覚悟と申しますか、見解を伺いたいと思います。 以上です。

〇議長(関 悦子君) 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

〇建設水道課長(畔上敏春君) 関 良幸議員の立ヶ花南狭間地はじめ千曲川右岸堤防補強についての質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問の立ヶ花南狭間地の盛土工事につきましては、現在国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所が篠ノ井地区河道掘削工事で排出された土を利用して盛土工事を行ってい るものです。盛土の量につきましては約3万4,000立米です。議員ご指摘のとおり、今回国が行う工事は、中野市境から南へ200メートルほどの間です。この幅につきましては、高速道路の西側に並行しまして、議員ご質問の中の農道約4メートルほどの町道があります。その町道を除いた部分となります。千曲川河川事務所が行っています盛土工事が完了した後、町で今後の利用計画を策定し、利用計画について千曲川河川事務所及び東日本高速道路株式会社に協議を行います。利用計画が同意された後、河川、道路の占用許可申請を行い、占用が許可された後に議員ご指摘の町道部分を含めて町が盛土工事を行っていくことになります。千曲川河川事務所では、関谷議員の質問でお答えしましたとおり、緊急治水対策プロジェクトを最優先としていますので、緊急治水対策プロジェクトの進捗状況に応じて千曲川河川事務所及び東日本高速道路株式会社へ協議を進めてまいりたいと考えております。

2点目の2か所のボックスカルバートの閉鎖についてのご質問にお答えを申し上げます。 現在行われている埋め土工事では、先ほどお答えしましたように、町道部分を除いた国管理の土地のみの埋め土工事でありますので、ボックスカルバートは空いたままになります。 議員ご指摘のとおり、水制跡地入り口のボックスカルバートから東側に伸びる町道は、埋め土工事が行われて農作業用機械の通行に支障が出ないよう、事前に整備を行ってまいりました。ボックスカルバートの閉鎖につきましては、先ほどお答えしましたように、これからの利用計画を作成し、関係機関と協議をしてまいります。

3点目のボックスカルバートへの止水板の常設についてです。

1月31日に公表されました信濃川水系緊急治水対策プロジェクトでは、おおむね5年で大規模な浸水被害が発生した区間等において、越水等による家屋部の浸水防止、おおむね10年で越水等による家屋部の浸水防止を達成目標に据えていることから、今後千曲川河川事務所と情報共有をするとともに、早期着手がされるよう働きかけをしてまいります。

議員ご質問の可動式の強固な扉、止水板の常設は今のところ考えておりません。

4点目の松川右岸の補強対策ということで、国・県等への働きかけの町としての考え方、 熱意をということですが、やはり行政としまして、町民の安全・安心を守るためにも、早期 に実現できるよう関係機関のほうに積極的に働きかけをしていきたいと考えておりますので、 よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

- 〇議長(関 悦子君) 関 良幸議員。
- ○3番(関 良幸君) 働きかけを積極的に、強烈に行っていただきたいというふうに考えま

す。

現在、千曲川河川敷の廃土が進められているんですが、取り除いた土は高山村の公園が予定されている場所に運んでいると聞きました。本当に大変素朴な疑問で恐縮なんですが、この土の一部でも狭間地の埋め土に使うことは制度上不可能なのでしょうか。千曲川河川敷の廃土に関する経費は国が多くを賄うとのことでしたので、当然事前に詳細な工事計画書のようなものが求められまして、廃土処分場所の予定地もあったものと考えます。ここにはこの狭間地などを入れたのでしょうか。

また、まだ廃土作業は進められているところですので、今からでもこの一部を狭間地の盛 土に利用すること、いわば災害が残した土を災害予防に使うということは考えられないでしょうか。

- 〇議長(関 悦子君) 町長。
- ○町長(市村良三君) 素朴な質問ということですけれども、誰もが本当に考えますので、それね。私のほうでもすぐ河川事務所にその土を盛土にどうだというお話を申し上げたんですが、今盛土しているのはかなり精密な土の検査をしているんだと。それをもってなければ難しいという返答でございましたので、これからさっき道の部分、つまり町道の部分が残って、そこはもう要らないところだということもお話をしながら再度交渉してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

[「はい」の声あり]

○議長(関 悦子君) 以上で関 良幸議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長(関 悦子君) 会議規則第25条第2項の規定によりまして、本日の会議はこの程度 にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(関 悦子君) 異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

明日は、午前10時に再開をいたします。本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程と

◎延会の宣告

○議長(関 悦子君) 本日はこれにて延会といたします。 ご苦労さまでした。

延会 午後 2時22分